

國學院大學學術情報リポジトリ

大阪府皇典講究分所から財団法人大阪國學院へ

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002365

大阪府皇典講究分所から財団法人大阪國學院へ

藤田大誠

一 はじめに — 皇典講究所と皇典講究分所に関する史的研究の必要性 —

現在の國學院大學が、明治十五年（一八八二）十一月四日に開齋式を挙行した「皇典講究所」をルーツとすることは、例へば平成十四年（二〇〇二）を〈創立百二十周年〉の年と位置付けて様々な記念事業が行はれたことから、本学関係者にとつては疑問を挟む余地の無い「常識」となつてをり、そのため、来たる平成二十四年（二〇一二）十一月に〈創立百三十周年〉を迎へるといふことも、さも当然のことと受け取られてゐる。つまり、皇典講究所を〈母体〉として「國學院」が設置された、明治二十三年（一八九〇）を「校史」の起点としてゐる訳では無いのである（但し、平成二年（一九九〇）十一月には、「國學院」宣言百周年記念祭、記念祝賀会を執り行つてゐる）。

無論、皇典講究所の創立理念と現在に至るまでの國學院大學における「建学の精神」（「神道精神」、「國學院大學学則」^{〔1〕}第一条を参照）とは共通してゐることが明らかであり、皇典講究所創立を國學院大學の起点とすること自体に特段の問題があるとは思はれない。しかし、大東亜戦争敗戦後に新制私立大学として再出発した國學院大學の「校史」

認識の中で、皇典講究所を單純に國學院(國學院大學)の〈前身〉として捉へて説明する見方が、本学内部において、ましてや本学の公的な歴史を記述する各「年史」の巻頭言においても間々示されてきたことは、大いに問題だと思はれる。

即ち、『國學院大學七十年史』(昭和二十七年)の石川岩吉学長「緒言」における「國學院大學は、嘗てその前身であつた初期皇典講究所の創立以来、今年滿七十周年の嘉辰を迎へ、…」との言、または『國學院大學百年小史』(昭和五十七年)における松尾三郎理事長「序」における「わが國學院大學は、その前身である皇典講究所が、…」との言、『國學院大學百年史』上卷(平成六年)の佐々木周二理事長「発刊の辞」における「本大学の前身である皇典講究所は、…」との言、さらに、『國學院大學八十五年史』(昭和四十五年)における佐佐木行忠理事長・学長「公刊の辞」に至つては、〈前身〉といふ言葉こそ見られないものの、「顧みれば、明治十五年十一月四日我が大學は一品有栖川宮幟仁親王の令旨を奉じ、麴町區飯田町の地に國學の殿堂として創立された。」とあり、その「國學の殿堂」といふ言葉は首肯できようが、ここには「皇典講究所」の文言さへ一つも見られない。

勿論、最も近年の『國學院大學百二十年小史』(平成十四年)における宇梶輝良理事長名の「『國學院大學百二十年小史』の発刊に寄せて」のやうに、「國學院大學の母体である皇典講究所は、明治十五年に開設しました。」と記述する「年史」もあり、また、『國學院大學八十五年史』や『國學院大學百年史』の本文には、國學院大學の設立・経営母体としての皇典講究所に関する具体的な詳しい記述がなされてゐる。しかし、先述のやうな、皇典講究所が國學院の〈前身〉である、といふ言説、記述は、毎年刊行されてきた『学校法人國學院大學概要』をはじめ、本学の数々の刊行物やパンフレットにおいて踏襲されることが多く、今に至るまで絶大な影響を及ぼしてきたことは否めない。

こんな指摘は瑣末なことに過ぎない、と一笑に付す向きがあるかもしれないが、筆者は、皇典講究所を國學院の〈前

身)としか見ない、かかる短絡的な捉へ方が、近代における國學院(國學院大學)の設立・経営(母体)となつた「皇典講究所」といふ国学的研究・教育機関の特異性や、その独自の社会的役割、國學院とのユニークな関係性などが等閑視され、これまで本格的な研究が殆ど試みられてこなかつた原因では無かつたのか、といふ疑念を捨てきれないのである。

詳細については後述するが、ここで皇典講究所について簡単に説明しておかう。皇典講究所は、明治十年代前半における神道界の混乱(祭神論争)の反省から、明治十五年に神道事務局(神道教導職の布教・教義研究機関)の生徒寮を廃し、宗教的な「教義」(教派神道)とは明確に区分された「学事」(国学)を担ふ国学的研究・教育機関として、有栖川宮熾仁親王を初代総裁に据ゑ、宮内省より下賜された「御手許金」や神社などからの寄付金を経済的基盤として、東京市麹町区飯田町に創立された。同所の事業としては、明治二十三年に同所を経営母体として設置された國學院(後の國學院大學)の他、「国学」に関する学力を検定し神官・神職の採用資格とした「学階」試験の整備・施行、典故文献の研究調査、講演や講習会の開催、図書や雑誌の出版、神職養成事業(神職講習会、神職養成部)などがあった。同所は、明治三十一年に財団法人化し、大正十二年には國學院とともに渋谷に移転した。そして、先の大戦の敗戦に伴ひ、昭和二十一年に同所は大日本神祇会・神宮奉斎会とともに発展的に解消の上、「神社ノ包括団体」たる神社本庁に合流したのである(以後、國學院大學は財団法人國學院大學の経営となり、昭和二十六年以降は学校法人國學院大學が経営してゐる²⁾)。

これまで貧弱だつた近代の皇典講究所・國學院に関する歴史的研究(校史研究)は、平成十八年に設置された研究開発推進センターで行はれた研究事業「國學院の史料と神道」をはじめ、平成十九年に開設された研究開発推進機構の校史・学術資産研究センター「校史研究部門」や伝統文化リサーチセンター「國學院の学術資産に見るモノと心」

研究プロジェクトなど⁽³⁾において、漸くその前史（神道教導職、神道事務局）及び本史（皇典講究所・國學院）を対象とする組織的な研究が進められるやうになり、近年、その研究成果も少しずつ蓄積されてゐる。⁽⁴⁾

但し、今のところ、本学では皇典講究所・國學院の関連資料となる原簿類（原資料）の整理や本格的調査・検討のための環境整備が不十分な状態のままである。とりわけ、皇典講究所研究においては、この不備の解消は欠かせない要件であるものの、基本的には未だ『國學院大學八十五年史 史料篇』（昭和五十四年）に活字化された二次資料にほぼ頼らざるを得ない現状である。それ故、本稿では、本学所蔵の原簿類は未整理のものを部分的に用ゐるに過ぎない。無論、校史・學術資産研究センターでは、本学における校史資料の収集・保存・管理・閲覧体制の確立を目指すとともに、校史に関する學術研究を行ひ、その成果を広く社会に発信する「大学アーカイヴズ」の体制を構築することを目指し、徐々に進められてゐる由であるが、現状では、本学研究開発推進機構の各機関、各研究プロジェクトにおいては、いづれも限られた人員の中で膨大な仕事量となる各種の調査・研究を行つてをり、この点の短期における飛躍的な進捗は極めて困難といへよう。

それ故、筆者は、皇典講究所に関しては、そこでの出版活動、具体的には刊行物の出版形態や内容を検討することを中心にして、皇典講究所印刷部の事業や雑誌『皇典講究所講演』の内容を分析することによつて、皇典講究所が、研究成果の発信や社会教育への還元といふ社会的役割を果たしてきたことを具体的に明らかにしてきた。⁽⁵⁾

しかし、一方で皇典講究所は、その明治十五年の創立時から、内務省の委託を受けて、「神官試験」（本試験）の実施による神官資格「学証」の授与事業を行ひ、さらには、全国各地（地方）に設けられた皇典講究「分所」においては「仮試験」を行つて「仮学証」を与へるといふ、極めて特殊な使命を帯びてゐたのである（この他、大分後年ではあるが、明治三十三年に「神職講習会」を開始し、同四十三年には「神職養成部」を設けて神職養成事業を展開する

やうになる)。この延長線上に、明治十九年、「国学」に関する学力を檢定し神官・神職の採用資格とした「学階」授与のための学階試験の整備がなされる訳であるが、その「学階」(学正五等、司業八等)は、「学正」は皇典講究所(本所)での試験、「司業」は全国の皇典講究分所での試験の合格者に授与された。

このやうに、皇典講究所の「校史」研究を進める中で、全国各地の「皇典講究分所」といふ存在が浮かび上がつて来る訳であるが、皇典講究所の〈前史〉ともいふべき神道事務局が全国各地(地方)に分局・支局を設置したと同様、皇典講究所もそれらを基盤として全国各地(地方)に皇典講究分所やその支部(局)を置いたのである。⁶⁾

地方の皇典講究分所については、中央の皇典講究所(本所)と比べても、より一層本格的な研究は見当たらない、と言つても過言では無い。⁷⁾ 比較的詳しい研究がある分所は、山口県皇典講究分所が挙げられるが、これは、同分所を〈母体〉として設置された「山口國學院」の歴史的経緯の検討を主とする行論の中においてであり、ここは、神職子弟のみならず一般子弟の教育にも当たり、また、小学校教員の養成部を設け、中学組織にもなつたといふ興味深い教育機関であつた。⁸⁾

『國學院大學八十五年史 史料篇』にも掲載されてゐる皇典講究所(本所)作成の「地方神職養成機関一覧」には、昭和十年代における「本所認定」の「地方神職養成機関」(学階無試験檢定認定神職養成所)が列挙されてゐる。これに拠れば、近代には、皇典講究分所や地方の神職会を基盤として「地方神職養成機関」が次々と創られるが、「〇〇皇典講究分所神職養成部」としては、「秋田県皇典講究分所神職養成部」や「島根県皇典講究分所神職養成部」、「山口県皇典講究分所神職養成部」があり、各地の神職会基盤のものとしては、「宮城県神職会神職養成部」、「大分県神職会委託騰宮学館」、「長崎県神職養成所」、そして皇典講究分所や地方神職会を基盤とする「〇〇國學院」やそれに類似した名称に改めたものとしては、「京都國學院」、「愛知國學院」、「山口國學院」、「福岡皇國學院」、「熊本國學院」、

「愛媛國學館」、「大社國學館」などがあつたやうである。⁹⁾これらの機関は、それぞれの地方によつて、どの性格の神職団体を基盤にしてゐるのかは区々であり、単純に一括して取り扱ふことは、各地における組織の研究が進展してゐない現段階では甚だ困難である。さらには、先述の「山口國學院」のやうに、「山口県皇典講究分所」や「山口県神職会」とも別の団体として並立し、なほかつ一般学校教育機関(中学)の一面をも有することになる組織もあつた。

ところで、先の本学所蔵史料では、「〇〇皇典講究分所」―「〇〇國學院」の地方神職団体(地方神職養成機関)の中でも、何故か極めて重要な地域の組織が挙げられてゐない。それはどこかといふと、全国の分所を列挙する際には、東京府、京都府に次いで三番目に挙げられてゐた「大阪府皇典講究分所」であり、それを改称した後身の「大阪國學院」である。

つまり、昭和十年代には、「大阪國學院」は「本所認定」の「学階無試験検定認定神職養成所」では無かつたといふことになる。後述するやうに、「大阪國學院」は、明治四十三年に改称とともに財団法人化して、先の大戦を挟みつつも現在まで存続し、なほかつ今は全国で唯一の「通信教育部」¹⁰⁾を持つてゐるといふユニークな神職養成機関として存在してゐる。それだけではなく、財団法人大阪國學院が大正期に創立した「浪速中学校」は、現在は別法人ではあるが、「学校法人大阪國學院」が経営し神社神道を「建学の精神」とする「浪速高等学校・関西大学連携浪速中学校」として存続してゐるのである。

そもそも筆者は、國學院大學における本務の傍ら、平成二十年四月より、現在の「財団法人大阪國學院」に通信教育部講師(「宗教概説」担当)として聊か関係してきたため、皇典講究所・國學院大學の「校史」研究、とくに皇典講究分所研究の一環として、「大阪府皇典講究分所」の実態や、その「後身」に当たる「財団法人大阪國學院」の成立過程と展開に興味を抱き、少しづつ資料蒐集に努めてゐた。それが、平成二十二年(二〇一〇)、折しも現在の財団

法人大阪國學院のルーツとしての、近代における「財団法人大阪國學院」が明治四十三年（一九一〇）に誕生して以来、百周年を迎へるといふ記念すべき年に当たるといふことで、財団法人大阪國學院事務局から、「財団法人大阪國學院百年の沿革（百年史）」に関する冊子の作成（執筆・監修）を依頼された。

そこで本稿では、「財団法人大阪國學院百年の沿革（百年史）」作成の中間報告を兼ねて、「大阪府皇典講究分所」から「財団法人大阪國學院」へと展開する時期、いはば「前史」に焦点を絞り、「財団法人大阪國學院」の成立経緯の一端について述べてみたい。具体的には、筆者が蒐集した刊行物等の関係資料や財団法人大阪國學院の所蔵資料を検討することによつて、本学の「校史」研究、即ち皇典講究所の「校史」にも密接に関はる「皇典講究分所」研究の一つのケース・スタディとしたい。また、本稿は近代の神官・神職制度や近年注目されてきてゐる地域社会に根差した神社神職の活動¹²といふ点についても、若干ではあるが新たな知見を提供できるものと考へてゐる。

二 大阪府皇典講究分所・大阪國學院の関係資料について

そもそも、管見によれば、近代の「財団法人大阪國學院」の成立過程やその展開については、昭和五十六年当時に大阪國學院事務局長であつた内田安守が、『大阪春秋』第二十九号の特集「おおさかの神社」の中で「大阪国学院の沿革」¹³といふ二頁ばかりの軽妙洒脱な小文を書いてゐるほか、『浪速文叢』創刊号に掲載された加藤知衛（当時・大阪府神社庁副庁長、服部天神社宮司）の「大阪國學院の沿革について（附浪速学院の沿革）」¹⁴、同誌第二号掲載の曾根研三「大阪国学院 大正初期の思い出」、安松昌良（当時・菅生神社宮司）「大阪国学院 学窓回顧記」、座談会「大阪国学院を語る」¹⁵、さらには大正十二年、財団法人大阪國學院が設立した浪速中学校（現・浪速高等学校）の校誌¹⁶な

どにおいて、簡略かつ断片的な言及がされてゐるに過ぎず、詳細な歴史については殆ど知る術が無かつたといへる。

昭和五十一年頃から大阪國學院に勤め始めたといふ内田安守は、旧大阪府神社庁二階にあつた四畳半の大阪國學院事務室において、「居候の格好の国学院事務室で何か仕事をしなければならぬと思ひ、先づ書類ケースを開けてみた。驚くべし、国学院関係の書類綴が高さにして約六十糎、相当に傷んでゐる。内容は議事録などである。それを丹念に読んで初めて大阪国学院の姿を知つた。」と記してゐる。この内田の言の通り、現在、財団法人大阪國學院の事務局には、明治期のものは見当たらないものの、大正期以降、とりわけ昭和戦前期のものも多く、分かり易い形で整理されたものではないといへ、¹⁷「大阪國學院関係事務書類綴」(団体内における議事録などの公的記録の簿冊)とでもいふべき原簿類(原資料)が大量に残されてゐる。財団法人大阪國學院では、当該資料は未整理であり、決して外部に公開してゐるものではないが、今回、筆者に「財団法人大阪國學院百年の沿革(百年史)」執筆を依頼されるに当たり、特例としてその調査・検討を許可された。今後、かうした措置がなされることはほぼ無いと思はれる。

尤も、先述した如く、この財団法人大阪國學院所蔵資料は大正期以降のものであるため、明治期の考察を主とする本稿では殆ど用ゐない。

また、実際に戦前の大阪國學院(或いは前身の大阪府皇典講究分所)やその支部が刊行した書籍も、国立国会図書館や國學院大學図書館、大阪府立図書館(中之島・中央)などにいくつか散見される。¹⁸しかし、昭和戦前期発行のものも大半であり、その書籍の内容や奥付の情報から断片的な情報は得られるものの、大阪國學院の沿革そのものを通史的に知ることが出来る訳ではない。

しかしながら、筆者は、大阪國學院関係資料を探索する中で、明治末期から大正期にかけて、大阪國學院の機関誌と思しき『大阪國學院録事』なる雑誌が刊行されてゐたことを知つた。同誌は、國學院大學や皇學館大学の図書館、

さらには神社本庁の図書室にも所蔵されてゐないが、管見では、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）¹⁹と大阪府立中之島図書館に所蔵されてゐる。とりわけ、後者の中の島図書館には、東大明治新聞雑誌文庫に所蔵されてゐない第三巻第五号以降の号も収蔵してゐる。大阪府立中之島図書館所蔵の号数は次の通り。

- ・『大阪國學院録事』第一卷第一号（明治四十三年十二月二十日発行）　　↳ 第四号（明治四十四年十二月二十八日発行）
- ・『大阪國學院録事』第二卷第一号（明治四十五年二月二十日発行）　　↳ 第三号（明治四十五年六月二十五日発行）
- ・『大阪國學院録事』号外（大正元年八月七日発行）
- ・『大阪國學院録事』第二卷第四号（大正元年八月二十一日発行）　　↳ 第二卷第五号（大正元年十一月二十二日発行）
- ・『大阪國學院録事』第三卷第一号（大正二年一月二十七日発行）　　↳ 第五号（大正二年十二月二十七日発行、※同号は、中之島図書館本では第四卷第二号の後に綴られてをり、表紙や一頁に「第四卷第五号」の表記とあるが、その内容や奥付から「第三卷第五号」であると思はれる）
- ・『大阪國學院録事』号外（大正三年四月九日発行）
- ・『大阪國學院録事』第四卷第一号（大正四年八月十日発行）　　↳ 第二号（大正四年十二月二十七日発行）
- ・『大阪國學院録事』第五卷第一号（大正五年六月十七日発行）　　↳ 第二号（大正五年八月十五日発行）
- ・『大正四年神職大会諮問ニ対スル答申概要』（刊記なし）
- ・『立太子礼ニ関スル件』（大阪國學院、刊記なし）

- ・『大阪國學院錄事』（「皇太子殿下御成年式の要旨」、大正八年四月二十三日発行、号数明記なし）
- ・『大阪國學院錄事』（大正八年十月二十六日発行、号数明記なし）
- ・『大阪國學院錄事』（大正九年七月十日発行、号数明記なし）
- ・『大阪國學院錄事』（大正十年十一月二十五日発行、号数明記なし）

同誌の奥付を見れば、一貫して「大阪市南区天王寺夕陽丘町五百五十五番地」所在の「財団法人大阪國學院」が「編輯兼発行」に当たつてゐたことが確認できる。ただ、本資料も、「財団法人大阪國學院百年の沿革（百年史）」の執筆に際しては存分に使用することを予定してゐるが、明治期の皇典講究分所の考察を主とする本稿では殆ど用ゐないことをお断りしておく。

また、これ以後の昭和戦前期においても、大阪國學院の機関誌的逐次刊行物（「院報」）が出版された形跡があるものの、筆者は現段階において、その具体的な資料を持ち合はせてはゐない。

しかし、平成二十二年八月、現在の財団法人大阪國學院事務局に問ひ合はせたところ、思ひがけないことに、『大阪國學院錄事』の前身誌である『大阪府皇典講究分所錄事』を所蔵されてゐることが判明した。同誌は、『大阪國學院錄事』創刊号（第一巻第一号）に「大阪國學院編輯主事」名で記された冒頭の文章で、「従来発刊セシ大阪府皇典講究分所錄事モ亦大阪國學院錄事ト改題シ努メテ有益ナル参攷資料ヲ報道シ温故知新ノ一端ニ供セントス」とあることから、『大阪國學院錄事』の前身誌（公刊雑誌）であることが明らかだが、管見では全国の大学や地方自治体の図書館などで同誌が所蔵されてゐることを確認したことはなく、公刊資料とはいへ、極めて貴重な資料といへよう。

財団法人大阪國學院事務局所蔵の同誌は、平成八年に大阪府富田林市鎮座の延喜式内社である佐備神社の太平昭宮

司から事務局に寄贈されたものであり、第十五号から第十八号までの四号分を欠くものの、第一号（明治三十八年八月十六日発行）から第十四号（明治四十一年十一月三十日発行）まで（途中、明治三十九年九月十一日発行と明治四十一年十月五日発行の「号外」二冊を含む）、さらには、第十九号（明治四十三年一月十五日発行）、最終号であると思はれる第二十号（明治四十三年四月十日発行）を所蔵してゐる。²⁰

同誌の第一号から第十二号（明治四十一年四月二十五日発行）までは、「大阪市東区南渡邊町座摩神社内」の大阪府皇典講究分所が「編輯兼発行者」となつてゐたが、第十三号（明治四十一年八月二十一日発行）から第二十号までは、「大阪市南区天王寺夕陽丘町大江神社境内」の大阪府皇典講究分所が「編輯兼発行者」となつてゐる（欠号分も恐らく同様。さらには同所在地のまま『大阪國學院録事』以降も引き継がれていく）。いづれ全号が揃ふことを心より願ふが、現段階では所蔵分の号数のみを検討するに留まらざるを得ない。ともあれ、本稿では、この『大阪府皇典講究分所録事』各号の検討を主軸として、「財団法人大阪國學院」成立までの道程を記すことになる。

三 皇典講究所（本所）と大阪府皇典講究分所

先述した加藤知衛「大阪國學院の沿革について（附浪速學院の沿革）」で示された「年次表」には、近代の大阪國學院の沿革について、次のやうに記されてゐる。²¹

- 一、明治十五年十一月四日 皇典講究所大阪分所創立
- 一、明治四十一年 大阪國學院と改称

一、明治四十三年四月十八日 財団法人大阪国学院設立の件文部大臣より認可

・皇道の研究、国体精神の普及、神社に関する研究調査、神職養成、雅楽の講究、神宮大麻及び曆の頒布、斯道に関する講演、講習、中学教育事業、その他目的遂行に必要な行事。

一、大正十一年 中学校創設の意見あり

・当時依羅他〔引用者注・池〕(四〇〇〇坪余)を所有していた。村の村長より国学院に寄附があり、埋立は国学院が実施した。この埋立地が現在の浪速高校の立地しているところ。

一、大正十二年二月二十八日 中学校設置出願

一、同 三月三十一日 右の設置出願認可さる

一、昭和七年 浪速中学校後援会結成される

一、昭和十六年 神職、雇員及巫女の養成が計画され、四千円を予算計上

一、昭和十七年三月二十二日神職養成のため、浪速中学校の一部校舎を利用して放課後教育をし、昼間は神社で実習するという定時的な意見が評議員会で解陳さる。

一、昭和十九年三月二十四日 大阪国学院寄附行為、大日本神祇会大阪府支部規則運用規程廃止の件可決される。

・国学院で実施せる神社神職に関する事業は昭和十九年度よりこれを大日本神祇会大阪支部の事業に移管する。

国学院に於いては皇道の研究、国体精神の昂揚斯道に関する調査並びに講習又は講演、中等教育事業その他本院の目的の遂行に必要な事項を行う。

ただ、この「年次表」のみでは、「財団法人大阪國學院」の歴史の深層に迫ることは難しいであらう。当時のことを知らない後学の徒にとつては、「財団法人大阪國學院」といふ団体の明確な姿は捉へにくく、ピンと来ない嫌ひがあることも確かである。

先述のやうに内田安守は、戦後、例外的に戦前の財団法人大阪國學院関係資料をまとめて閲覧された方であるが、その彼でさへ、「大阪国学院の沿革」の冒頭で、「筆者は何処にお勤めですかとよく聞かれる。／＼はあつ、大阪国学院です」と答えると、国学院大学と関係あるのですか：と聞かれる。／＼はその時はあつ！と答えて後はむにや／＼と口ごもつて仕舞う、何故かハッキリと云えないのだから仕方ない。」²²（／＼は改行を表す、以下同じ）と記してをられる。

勿論、戦前の「財団法人大阪國學院」は、財団法人化に際し、「大阪府皇典講究分所」を改称した組織であるため、同分所は大阪國學院の〈前身〉に当たる。また、「大阪府皇典講究分所」²³は、文字通り東京に設けられてゐた皇典講究所（府県単位の皇典講究分所に対して中央の「本所」と位置付けられてゐた）の大阪府における「分所」にほかならない。その意味では、皇典講究所（本所）の「生徒養成」（教育部）を拡張した〈学校〉として、本所を経営〈母体〉として設置された「國學院」（後の國學院大學）とは無関係であるはずは無いし、実際「大阪國學院」といふ名称も、本所の経営する「國學院」無しには考へられない。

但し、「大阪府皇典講究分所」が財団法人化に際して「大阪國學院」に改称したのとは異なり、東京の皇典講究所は、國學院を経営する以外にも典故文献の研究調査や学階試験の施行、神職養成事業など様々な事業を展開しつつ、昭和二十一年まで國學院大學の経営〈母体〉として存続してゐたことから、國學院の〈前身〉とはいへない。²⁴ 実際、「財団法人皇典講究所」の事業としては、①明治二十三年に同所を〈母体〉として設置された國學院（後の國學院大學）を経営するほか、②国学に関する学力を検定し神官・神職の採用資格とした「学階試験」の整備・施行、③典故文献の

研究調査、④講演や講習会の開催、⑤図書や雑誌の出版・頒布、⑥神職養成事業（明治三十三年以降の神職講習会、内務大臣委託により開設された同四十三年設置の神職養成部等）があつたのである。²⁵

皇典講究所（本所）は、明治十年代後半における神道界の混乱（祭神論争）の反省から、神道事務局（神道教導職の布教・教義研究機関）の生徒寮を廃し、宗教的な「教義」（教派神道）とは明確に区分された「学事」（国学）を担ふ国学的研究・教育機関として設立された。²⁶ 皇典講究所は、有栖川宮職仁親王を初代総裁に据ゑ、宮内省より下賜された「御手許金」や神社などからの寄付金を経済的基盤として「東京市麹町区飯田町五丁目八番地」に創立され、明治十五年十一月四日に開齋式を行つたのである（大正十二年、渋谷に移転）。

一方、各府県の「皇典講究分所」も、「本所」と同時期に設置されて行つた。各「分所」の発足後しばらくして作成されたと思しき「皇典講究分所規則」には、第一条に「本齋ハ皇典講究分所ト称シ、専ラ皇典ヲ研究シ礼楽ヲ脩習スル所ニシテ、生徒ヲシテ国体ヲ講明シ徳性ヲ涵養セシムルヲ以テ目的トス、」とあるほか、職員（所長・理事・理事補・教授・助教・司計・司計補・書記・寮長）の規定や、生徒は満十五歳から二十五歳以下の「性行善良ニシテ小学卒業以上ノ学力アルモノ」を試験の上で受け入れること、全科卒業の後、分所長の上申により東京の「本所」入学を可能とすることなどが定められた。²⁷

なほ、各府県の皇典講究分所には「前史」、〈母体〉があり、それは大阪も同様であつた。明治五年以降、「大教宣布運動」（国民教化運動）に従事した教導職の地方（各府県）の拠点として中教院が設置され、さらにはそれを引き継ぎ、明治八年にそれまでの神仏合同の国民教化運動の拠点である大教院に代はつて神道教導職が創建した神道事務局の分支局が各地に設置されたが、大阪においても「大阪中教院」や神道事務局の「大阪分局」が設けられてゐた。²⁸ 実際、明治十五年九月七日に皇典講究所（本所）幹事の穴野半は「神宮并官国幣社宮司」と「神道事務分局長」に宛てて、

「皇典講究所設立ニ付、各府県下へモ分所一ヶ所宛取設之筈」なので、それぞれ「仮分所」を設置するやうに通牒を發してゐるが、追て「神道事務本分局ニ関セス、全独立ノ組織」であることを念のため申し添へてゐる。²⁹

先の「年次表」には、明治十五年十一月四日に「皇典講究所大阪分所創立」とあつたが、これは「本所」における開齋式の日付と同じである。『皇典講究所第一年報』の「分所設置」の項では、「明治十五年九月九日東京府外二府四十県（沖繩県ヲ除ク）ニ仮分所ヲ設置ス」とあるが、「東京府外」の「二府」は京都府と大阪府が該当するであらう。³⁰ また、同書の「分所維持方法」の項には、東京府や茨城県、神奈川県は「明治十五年十一月四日申出即日認可」となつてゐることから、大阪府も同様の次第との推測も成り立つが、具体的な「分所維持方法」の記載は無く詳細は不明であり、各府県分所及び有志者より本所への寄納金を示す「義財寄納表」においても、大阪は空欄となつてゐる。³¹

さらに同書の「本分所翼賛並担当係員」の表では、大阪は、東京のみに該当する内務卿をはじめとする勅任官及び三位以上の貴顕にして専ら本所の翼賛員である「贊襄」がゐないのは勿論のこと、奏任官の人々にして多くは地方の長・次官がこれを負担し専ら分所の翼賛員である「協賛」もをらず、「委員委員補ハ各分所ニ出張シテ専分所百般ノ事ヲ担任ス」とされる「委員」のみで、そのうち監督が一名、所長以下分所職員が五名であつた。³² 設立当初の皇典講究分所所在地とその役員が記載された史料では、「南渡邊町座摩神社内」所在の大阪府皇典講究分所は、「監督」は折田年秀、他の「委員」としては、渡邊重春、青柳高軻、水谷川忠起、渡邊資政、伊藤祐暉の氏名が挙げられてゐる。³³

なほ、明治二十三年三月二十三日に出版された神社・神道関係者の「職員録」³⁴には、「大坂南渡邊町座摩神社内」の「○大坂府皇典講究分所」の職員として、長（渡邊資政）、監督（従五位男爵・津守國敏、従五位・藤井千尋）、理事兼教授（園八尋、野口義貫、大石清次）、教授（友田由義夫、武津八千穂、北村立）、理事心得兼司計（高津木守、寺井種清）、助教（石受弘愛、滋岡從長、宇治政雄、大山久雄、練川鐵之助、田中義護）、助教兼司計（藪重貞）、助教

兼書記（藤枝春雅、土爲御調）、委員（吉利群吉、小田清雄）、委員補（佐野久成、菊園美治、田川清海、山崎三友、小山善兵衛）の名が記されてゐる。また、同年四月二十一日から五月八日まで開かれた、國學院設置の前提ともなつた皇典講究所の事業拡張に関する大会議には、京都府と大阪府の分所を代表し、大原美能理が出席してゐる。³⁵

また、明治二十九年七月に「皇典講究所規則」が改正され、その第五条に「皇典講究所ハ、本所ヲ東京ニ、分所ヲ各地方ニ設置ス、」とされたのに伴ひ、「皇典講究分所規則」も改正され、「第一条 皇典講究分所ハ、皇典講究所ニ隸屬シ、本所事業ノ拡張ヲ補翼ス、」、「第二条 皇典講究分所ハ、所管内国学者ノ志願ニ依リ、学階司業予選科目ノ試験ヲ施行シ、学階司業ノ選挙ヲ行フ、」、「第三条 皇典講究分所ハ、所管内ノ学階所有者ヲ監督ス、」、「第四条 皇典講究分所ハ、規定ノ条例ニ依リ教育ヲ行フコトヲ得、」、「第五条 皇典講究分所ハ、行務ノ便宜ニ依リ、本所ノ認可ヲ經テ所管内ニ出張所ヲ設置スルコトヲ得、」と規定された。³⁶ また、本所は「皇典講究分所教育條例」を定め、明治三十一年四月一日より施行する旨を各分所宛に通知したが、その第一条に「皇典講究分所ノ教育ハ、社司・社掌ノ候補者トシテ適當ナル者ヲ養成スルヲ以テ目的トスベシ、」と規定されたほか、皇典講究分所の学科は本科と速成科の二種とすること（第二条）、分所卒業生で國學院の撰科に入学を希望する者は入学試験を要しないこと（第三条）などが定められた。³⁷

皇典講究所（本所）は明治三十一年、同年七月に施行された民法の第三十四条の規定に基づき、「財団法人」となるが、その財団法人認可時の明治三十一年十月十五日における「皇典講究所規定」には、「本所ハ、左ノ方法ニ依リ、国学ノ進歩拡張ヲ図ルヲ以テ目的トス」として、「一、国学者ヲ集メテ本邦ノ典故文献ヲ講究スル事、二、國學院ヲ置キ、学生ヲ養成スル事、三、国学者ノ志願ニ依リ、其学力ヲ檢定シテ本所々定ノ学階ヲ授クルコト、四、国学ニ関スル著作印行ヲ為ス事、」が明記された。³⁸ 明治三十二年六月七日、皇典講究所長・伯爵の佐佐木高行は、各皇典講究

分所に宛てて、「民法第二十四条ニ依り、独立法人トシテ本所ノ統轄ヲ請クベシ、／追テ法人ノ認可願及ヒ登記手續ヲ了リタル上ハ、直ニ本所ニ届出ベシ、」と通牒を發し、さらに皇典講究所幹事長・杉浦重剛が具体的に「財団（社團）法人規定認可願」の書式を提示して、皇典講究所の「隷屬」から別立した法人設立を促しつつも「皇典講究所ノ統轄」する「分所」であることを求めるなど、各分所を指導した。³⁹

なほ、皇典講究所は財団法人化した際の規則修正において、元々の第五条「皇典講究所ハ本所ヲ東京ニ分所ヲ各地方ニ設置ス、」を削除してゐるが、その説明には、「分所ハ本来本所ノ出張所トシテ設置セルモノナリト雖当初以來種々ノ變遷ヲ經テ相隔離シ分所ハ単ニ本所ノ学階ニ関スル事務ノ依托ニ応ズルニ過ギザルノ關係ニ止リテ其他ノ分所行為及ビ財務ノ如キハ全ク各分所獨立ノ姿ナリ故ニ民法ニ對スル表面上ノ資格ハ本分所各別ノ者トナリテ彼是互ニ特立スルヲ以テ適當トスベキナリ因テ本条ノ如キ分所設置ノ明文ヲ存置スルハ妨ナキニ非ズトス」とある。⁴⁰

このやうに、本所と各分所間における実情に鑑み、本所としても財団法人化の際に各分所の独立性をある程度は認めざるを得なくなつてゐたが、翌年すぐに財団法人化した静岡県皇典講究分所などの早い事例もある。⁴¹しかし、後述するやうに、大阪府皇典講究分所においては、その時期が明治四十三年にずれ込んだほか、「分所」といふ組織自体の名称を改めて「大阪國學院」とし、本所が求めてゐた「皇典講究所ノ統轄」の文言も入れなかつたことから、かなり本所からの独立性が高かつたものと見られるのである。

先述の座談会「大阪國學院を語る」で園克己は、「結局大阪はやはり自立的地方といふところに重点があつて、皇典講究分所が大阪國學院と自立的に改称したのも尤もなことだと思ひます。中々中央のいうことをきかなかつたのですな。」と言ひ、また「大阪國學院が出来ますまでは皇典講究所分所でしたが本所がああしろ、こうしろというところに対してレジスタンスを示した事は事実であり、又その証左もあります。例えば國學院以前になる前に皇典講究所分所

が手狭なので本所に一つ建てて欲しいという当時の金で参万円で出来るのに金一封しかくれない、これじゃ話にならない自分等の手でやろう：ということから財団法人、大阪国学院が設立されたということだそうです。従つて皇典講究所即大阪国学院という事になります、そういった点は他からお出でになった方などにはわからなかつたのでしような、そして大江神社に国学院を建設した時に皇典講究所を離れ独自性を發揮して京都学派の錚々たる先生方を講師に迎え一つの大阪国学院学風を涵養したというべきでしょうか。」と述べてゐるが、当時の大阪「分所」と中央の「本所」との関係の雰囲気(42)が窺へよう。

なほ、内務省は明治十五年九月十一日、府県（沖繩県を除く）に対し、八月三十日付で「今般皇典講究所設置ニ付府県社以下神官撰挙ノ節該所ノ卒業証書無之者ハ皇典講究所本分所ノ試験ヲサセ試験済ノ証書ヲ相渡候筈ニ付今後撰挙出願ノ向ハ該所卒業証書写若クハ試験済ノ証書ヲ副へ願出候者ニ限り認可ヲ与へ候儀ト可心得此旨相達候事」（内務省達乙第四十六号）(43)と達し、皇典講究所に対してもその旨を示した。これで、皇典講究所もしくは各府県の皇典講究分所は、府県社以下神官の資格試験を行ふ機関、即ち厳密には「神官養成」といふより「神官資格の認定・授与」の役割を果たす機関であることが明確にされた。

これを受けて創立直後の皇典講究所では、本所においてする「神官試験規則」及び分所においてする「仮試験条例」を定めた。各試験及第の者に与へる証書もまた四等に区別し、本所の本試験（第一種）の試験科目に合格した者に「学証」を与へ、分所における仮試験の合格者は、それぞれ試験科目の第二種から第四種と対応して一等から三等の「仮学証」を授与することとした。同年十月十九日、二十二日には各府県分所に「神官試験規則」「仮試験条例」を達してゐる。

『皇典講究所第一年報』の「神官試験」の項における「仮学証授与統計表」においては、各分所における明治十六

年九月までの「仮学証授与」の統計表が掲載されてゐるが、新被撰者・兼務被撰者（すでに府県社以下神社に奉仕してゐた者）を合はせて、「二等仮学証」が九名、「三等仮学証」が四十七名、「二等仮学証」が百八十八名の総計二百四十四名と記録されてゐる。⁴⁴ そのうち、大阪府皇典講究分所は「二等仮学証」二名、「三等仮学証」三名の計五名が「仮学証」を授与されてをり、いづれも「新被撰者」であつた。「神官試験規則」「仮試験条例」を皮切りとして皇典講究所（本所）は、「神官試験」に関する制度整備を進めてきたが、同十九年五月二十七日に「学階選叙式」を各府県の皇典講究分所に令達し、学階を学正五等、司業八等と定め、その制度の基礎を築いた。この「学階」は、あくまでも「国学に関する学力」を検定することにより与へられるものであり、翻つてはこれが、「神官・神職」の採用資格となつたのである。⁴⁵

また、明治三十三年四月には、皇典講究所（本所）内に「今日神職及び神職候補者ノ為ニ祭典儀式ヲ教授シ、併せて国史国文等ヲ修習セシメントスル」ために「神職講習會」を開設し、以後同四十二年まで毎年開催された。さらに同年五月三日には、神職講習會を發展的に解消して、内務大臣より皇典講究所へ神職養成事業が委託されることとなり、同四十三年四月十六日には、内務省より金八千円が支給されて「神職養成部」を設け、将来有為の神職を養成することを目的とし、卒業者はその成績により一等以下六等までの「学階司業」を授与される「神職教習科」、現任神職の講習（研修）を行ふ「神職講習科」、さらには「祭式講習科」（普通科、師範科）を置いた。

ここにおいて「神職養成」の語が冠された機関が初めて発足し、漸く皇典講究所において「神職養成機関」としての制度・形式が整つたといへる。つまり、皇典講究所は、その創立以来、「神官・神職」を単に神社奉仕のための特殊な専門技術者のやうなイメージで以て捉へてその資格試験を行ひ、或は「養成」するのではなく、何よりも本来の意味における「国学者」が「神官・神職」となるべきであるといふ堅い信念を持つてゐたことが知られるのである。

その意味で皇典講究所は、先の「皇典講究所規定」に明記されてゐたやうに、「神職養成機関」である前に、やはり「国学的研究・教育機関」といへるものであつた。⁴⁶

後述するやうに、大阪府皇典講究分所—大阪國學院は、皇典講究所（本所）とは一定の距離を保ち、極めて自立的な運営を展開したが、「大阪府皇典講究分所」から改めた名称が「大阪國學院」であつたとともに、その目的の内容を見ても「国学的研究・教育」を主軸とする組織であつたことは疑ひの無いところであると思はれるのである。

四 明治三十年代末における大阪府皇典講究分所の活動

ここからは、当時の公刊雑誌（機関誌）であつた『大阪府皇典講究分所録事』や『大阪國學院録事』の検討を軸に据ゑて、財団法人大阪國學院の成立過程を辿ることとしたい。

創立以来明治三十年代末までにおける大阪府皇典講究分所の具体的な活動は、未だまとまつた記録に当たることができてゐないため、極めて断片的に窺ふほか無かつたが、明治三十八年八月になつて漸く、機関誌『大阪府皇典講究分所録事』の第一号が刊行されたことにより、これ以後、聊かなりとも分所の具体像が見出せるやうになる。同号の冒頭で大阪府皇典講究分所長・森本清蔵（大阪府事務官）⁴⁷は「分所録事発行に就きて」と題する「分所長訓示」を記してゐるが、ここで森本は、同誌発行の目的は「要は、当分所所属の神職各位が、斯道に関する、研究の成果を、発表するの機関となし、以て講究所たるの名を、虚しからしめざると、共に、一方には、分所に於ける、事務処辨の概況と、全職間の動静とを、採録して、以て、相互の氣脈聯絡を、通せんとする」ことにあり、同誌発行はあたかも当分所の「一新事業」のやうに見えるものの、その実質については、すでにこれまで各種集会の席上や臨時の印刷物によつて

行つてきたことを、その時期と形式とを一定した逐次刊行物として発行するまでのことである旨を述べてゐる。

また、第一号の「彙報」には、「神社と国体」「神社と宗教の區別」といふ根本問題は『神社協会雑誌』や『全国神職会会報』に任せ、この『録事』は、「一種別途」の發達を望み、「神職諸君が実地問題の資料たらんを期する者なり」と主張してゐる。「官社」が多く、官社神職層が中心となつた京都府⁴⁸とは異なり、諸社（民社）、つまり府県社以下の神職層を軸とする大阪府⁴⁹においては、「維持に困難なる神社の合祀、氏子感化の方法、教育者と神職兼務の利害、一部内神職相互幫助の方法、神社經濟の方法、等」の実地問題の研究のうち、「確定の議」を『録事』に記載し、また、部内に起こつた事項を部内会で慎重に研究した結果を「商議員諸氏の報告」として『録事』に投稿すべきであることを力説してゐる。その上で、『録事』が企図する記事の項目は、①「法令及公報（法令は神社神職に関し官報記載の事項公報は神社神職に関する大阪府公報）」、②「本所録事（本所より通達せる事項）」、③「大阪府分所録事（分所より各部に伝達すべき事項）」、④「講演（著名人士の講演筆記）」、⑤「叙任辞令（管内神職の進退）」、⑥「彙報（祭典式、諄辞其他神社神職分所に関する趣味ある事項雜録）」であると記してゐる。

因みに「商議員」とは、第一号の「当分所録事」に掲載の「商議員事務取扱内規」に拠れば、「分所規則ニ定ムル外其所屬郡又ハ市ニ屬スル事務ヲ処理」する者で、その主な事務は、①「部内神職月例会」の開催方法を設けること、②評議會議員選挙を行ふこと、③「分所維持費集纏」及び送付のこと、④分所より通知に係はる事項を部内に伝達すること、⑤部内の移動有無を当所に報告すること、⑥分所管理部に属する事項に付き部内の意見を具申すること、⑦学階所有者等の義務金を集纏し本所へ送付することであつた。いはば、各地域（部内）の神職たちのまとめ役であり、様々な事務を一手に引き受けてゐた人々であつたといへよう。『録事』第二号（明治三十八年十月十二日発行）以降、「彙報」欄には各地域（各部）の「商議員報告」が見られるやうになる。

また、第一号には「學術講習規則」が改定されたことも記されてゐるが、分所では、隨時必要ある場合（十名以上の連署による希望も含む）に際して、①学科講習（皇典、その他関係科目）、②祭式講習（坐作進退、行事、祭典儀式、調度装束に関する事）、③諄辞講習（文法、作文）に分ち、「學術講習会」を開催してゐた。講習員は十名以上であることが条件だが、祭式と諄辞の講習修了者に限つては、委員の検定により修了証書も付与されてゐた（祭式に關しては出張検定も可能であつた）。但し、「彙報」の「○講習規則」といふ記事で「分所として充分なる施設をなさん事は不可能にして此等の人々の為には本所に於て國學院の存するあり神職講習会の開設あり分所は唯或支障の爲に出京の余裕なき向に對して梗概を授けん事を望むが爲にして一旦分所に於て或科目を修了したる者と雖其支障なき者は斯道の爲自己の爲進で出京し本所に就て深く研鑽することあらんは分所の大に歡迎する所にして又絶えず勧誘せんと欲するなり誤解なからしめんが爲聊茲に一言す」と記してゐることからも分かるやうに、あくまでも設備の不十分な分所における「學術講習会」は、本所の「神職講習会」を補ふものとして位置付けられてゐたのである。

『録事』第三号（明治二十九年一月八日発行）の「当分所録事」には、分所の大事な事業である「学階試験」について、明治三十八年十二月一日付で「大阪府皇典講究分所学階試験施行手続」が定められたことが記されてゐる。ここでは、春季（三月）と秋季（九月）の定期にある学階試験のほか、分所長の意見による臨時の学階試験を行ふことがあること（第一条）、以前の不合格者のうち、合格してゐた科目については一年間合格の効力を認め、その科目の試験を免除すること（第五条、第六条）が規定された。さらに、第四条並びに別表において、第三種（第一日〓日本紀、祝詞作文、第二日〓古事記、普通作文、第三日〓令義解、第四日〓万葉集）、第四種（第一日〓古事記、祝詞作文、第二日〓職原抄、土佐日記、普通作文）、第五種（第一日〓古語拾遺、普通作文、第二日〓祝詞式、祝詞作文）といふ各種の学階試験の内容、日割が示されてゐる。

また、第三号には、同年十一月十一日に商議員会を開催し、日露戦役の「凱旋奉告祭」執行の件について協議してゐることが見え、さらに「彙報」の「○郷党凱旋式に就て。」には、「郷党凱旋式とは大阪分所が案出せる一種の名称なり、其命名の理由と必要とは該取調書に説明するを以て、読者諸君は夙に之を知了せるならん」とある。「該取調書」とは、大阪府皇典講究分所が明治三十八年に編輯・発行した『郷党凱旋式取調書』⁵⁰のことであり、これは日露戦役からの帰還者（帰郷者）の「郷党」レベルにおける凱旋式、それも地域の産土神社境内を式場とした「神式」による凱旋式の必要性を強く訴へるとともに、「古礼ニ於ケル作法ノ依テ起ル所以ノ條理ヲ推考シ現在ノ慣習ヲ参酌セバ終ニ国風ニ矛盾セザル一式ヲ得可キカ」といふ認識のもと、各種の典故文献を引いてその神式の凱旋式次第の一つ一つの行事作法の根拠を明らかにした、極めて国学的な発想による取り組みにほかならないものであつた。

『録事』第六号（明治二十九年十二月一日発行）の「彙報」には、「○學術補習會」の記事があり、「第一回補習會は明治三十九年六月二十四日を以て開講し、全年七月十四日を以て終了せり、其講習する處は、既に其名の示すが如く、其不備の点を補足するに在り、^(ママ)学級は甲乙に區別し甲は六等司業以上に、乙は七等司業以下の希望者の為に設け、終了の後学階試験を執行し、及第若^(ママ)（者）に対しては本所へ推薦の上相当学階を授与せり、第一回聴講生は甲級十六名乙級十三名祭式修業者四十二名なり、講師は武津（八千穂・枚岡神社）宮司、長谷（外余男・大鳥神社）宮司、園（千秋・御霊社）社司、青谷（龜壽郎・美具久留御魂神社）社司の四名にして、講師聴講者共に最繁忙なる時期に關せず、熱誠を以て従事せられたるは、当分所の大に感謝する所なり」（丸括弧内引用者注）と記されてゐる。第一回終了生二十三名に対しては、同年八月二十三日に大阪市東区久宝小学校で学階證書の授与式を挙行してゐる。また、第二回補習會も八月から九月にかけて行はれ、十月に授与式が挙行されてゐる。

なほ、『録事』第七号（明治四十年一月八日発行）の「当分所録事」には、明治二十三年より同三十九年までの大

阪府皇典講究分所における「学階証書授与者」の一覧表が掲載されてゐる。それに拠れば、二等司業（一名）、三等司業（六名）、四等司業（四名）、五等司業（三十名）、六等司業（八十八名）、七等司業（十八名）、八等司業（百十二名）の総計二百五十九名に学階が授与されてをり、そのうち現在神職百二十二名、業務未詳七十七名、昇等者十七名、死亡者四十三名であつた。時期別では、明治二十年代半ばは二桁代の授与者が見られ（同二十四年に六十八名、同二十五年に五十八名を数へてゐる）、比較的多かつたものの、同二十年代末から三十年代にかけては概ね年間一桁代前半の授与者（明治三十一年は〇名）に落ち込んでゐた。しかし同三十九年には、先の「學術補習會」の取り組みによつて、前年二名から年間六十一名といふ授与者数に跳ね上がつてゐる。

また、第七号には、明治三十六年から同三十九年にかけて大阪府皇典講究分所が授与した「祭式合格証書」の授与者一覽も掲げられてをり、十九名、二十一名、五十名、六十九名と年を追ふごとに人数が増え、合計百五十九名を数へてゐる。

五 「大阪國學院」構想と大阪府皇典講究分所の講堂・事務所の建設

大阪府における神職界は、明治三十年代半ばの時点では、大阪市内の神社神職による「専有的」な機関と化してゐたといふ大阪府皇典講究分所と「新市及郡部」鎮座の神社の神職による「大阪府神職集議所」が両立してゐた。しかし、次に示す明治三十七年一月二十日に発行された『全国神職會會報』第五十四号の「◎大阪通信」の記事に拠れば、皇典講究所（本所）の幹事・高山昇⁵³が出張し、大阪府書記官・山田新一郎⁵⁴とともに一ヶ月調停したことによつて、両者の「和談」がなされ、さらに両者が合体することにより、大阪府皇典講究分所の内に「神職監理部」（後の神職管

理部)を設置することが予定された。

当府下神職界に於て従来二派に分れ一は大阪市内六社にて六社会と称し一は新市及郡部総社にて大阪府神職集議所と称し互に反目の状^(ママ)なりしが今般東京より皇典講究所幹事高山昇氏所長伯爵佐々木高行氏の代理として出張し奔走尽力一ヶ月に亘りて山田書記官等と共に調停したる結果遂に円満に和談成りて去る十三日山田書記官邸に於て山田書記官、石川参事官、重村、杵淵の両属立会市内六社代表者として武津八千穂、渡邊敏雄の二氏大阪府神職集議所代表者として大矢弓吾、青谷龜壽郎の二氏立会人として園千秋氏会见し将来の妥協を誓ひ猶十七日双方会见将来提携に關する打合を為したり将来は山田書記官統率の下に大阪府皇典講究分所の内に神職監理部を置き府下官幣社府社郷社村社無格社の神職一同相提携斯道の為に尽すべき筈なり⁽⁵⁵⁾

また後年、明治四十年三月二十日付の『全国神職会会報』において、「大阪 直言生」が報じた「◎大阪通信」⁽⁵⁶⁾では、「当府は昔しは市内專有的皇典分所と大阪府集議所と両立の有状で苦々しく思うた所であつたが山田大阪府書記官の尽力で円満に合体し市内派の武津君集議派の青谷君中立の園君二人相集りたる現在の大阪府皇典講究分所寄て見ると仇でも何でもなく互ひに道を思ふ意志の衝突位で有つたのであるから今は年来の悪感を灑掃し市郡二百の全職は温情春の如しとは目出度いでは無いか○内部へ入つたら又一二のごたごたも無い事も有るまいが大勢既に如斯以上は万歳を唱へざるを得ないそれに加へて分所の活動せる曰く補習会曰く録事発行曰く管理部大会曰く何曰く何と当務理事者の腕前のすばらしさ加減イヤハヤ敬服の外なし○神社合併も大阪府庁の奨励能く達して着々進行の見込が此分ならば遠からず発表を見る事であらう」と述べ、さらに「○諸方面の進歩につれて直言生の希望を陳べて見よう」と^(ママ)

して、「一豊国神社を大阪にて独立させ官幣社となすこと」「二河内壺井八幡宮(源家の廟所) 白雲宮(南朝の廟) 物部守屋社を官幣社となすこと」、「三大阪府皇典講究分所を建築し其内に神職養成機関の学校を置くこと」、「四神職に学問して貰(ママ)いたきこと(失礼ながら)」の四つを挙げてゐる。後述するやうに、二番目の希望については、この時期から徐々に大阪における神職間の話し合ひの中でコンセンサスが得られていく構想であつた。

さて、大阪府皇典講究分所には、すでに明治三十七年十二月の時点で、「神職管理部」(神職会の前身)が設置されてゐたらしいが、明治四十年一月に至るまで、「神職相互に一堂に会して其意見を交換せし事、未だ之なきは堂に入らざるの憾なきを得ず、依て今春を期し其大会を開催し、智識の交換をなすと共に、相互の感情を融和する所あらんとす」ることが企図され、⁵⁷ 実際に明治四十年一月二十七日の午前十時から大阪府会議事堂において「管理部(神職大会)が開催され、大阪府皇典講究分所長・松木茂俊(大阪府事務官)のほか四名の大阪府属官と五十二名の神職(官社宮司の参加は生国魂神社宮司・野田菅麿のみ)が参集した。⁵⁸ ここにおける審議と決議は、「一氏子総代ノ権限ヲ定メラル、様其筋へ建議スル事(委員付託)」、「二産土神祭日ヲ祝スル唱歌ヲ定メテ産子一般ニ普及スル方法ヲ取ル事(実行方法手続ヲ会長ニ託ス)」、「三婚儀ヲ社頭ニ挙行セシムル事ヲ神職協力シテ奨励スル事(可決)」、「四当所ニ巡回講師設置ノ件(可決)」、「五外国人ハ神社ニ祭祀スヘキモノナルヤ否ヤ(祭祀スヘカラスト決ス)」、「六神職ノ正服ヲ礼服ニ改メラレタキ事(委員附託)」、「七無格社ノ名称ヲ町社或ハ村社ト改称ヲ其筋へ建議スル事(可決)」、「八府郷社以下ニ対シ奉幣使参向ノ際ニ於ケル一般祭式ヲ一定シ其調査委員ヲ設クル事(委員附託)」であり、花房慈久・山口又兵衛・三島梁雄・井守忠輝・三上俊一・武生文平・石走房司・井上鷲嶽・野田菅麿・園千秋といふ十名の「委員」も指定された。

その議論の一端は、『録事』第八号「彙報」の「○大阪府神職会概況」といふ記事に記されてゐる。また、同記事

は、「〇大阪分所が其補則を定めて神職団体を其内部に包容したるは、他府県に比して一の異例を開きたるものなりき、然れども所謂斯道が既に神職と離るべからざる因縁を有し、又神職の依て立つ所以の道茲に存すとせば、一ありて二なるべからざるは何人と雖首肯する所なるべし、是に於てか大阪府の神職団体は、二箇の脚架の上に立てり、一は研究部にして皇典講究分所是なり、一は実行部にして神職管理部之なり、かくして一方に研鑽したる所は、直ちに執て以て一方に実行を期せんとするは、大阪府神職団体の理想なり、然るに補則実施以来歳を閲する事二、所長を替ゆる事三、加ふるに内部整理の必要上或は講習に未だ以て外部に聞ゆべき事業に着手するを得ざりき、然るに炯眼なる松木現所長は之を以て日進月歩の今日に処するの途にあらずとなし、理事等に命じて大に同職を会して實際問題を研究せしむるの計画を立てしめられぬ之れ乃ち一月二十七日を以て挙行せられたる神職会の濫觴なり」と、大阪における「分所（研究部）」と「神職管理部（実行部）」との関係について述べてをり、興味深いものがある。⁵⁹

さらに、明治四十年四月二十三日には、第二回管理部神職大会が大阪府会議事堂で開催され、四十七名の神職と二名の府属が出席してゐる。⁶⁰ここでは第一回に「委員附託」となつてゐた案件については、一と三に関しては否決、二についてはすでに大阪府訓令第十号の発布があるため審議の必要なしとされ、大阪府知事諮問の「現行神社法令中不備ニシテ實際支障ヲ来ス為メ改廢等ヲ要スル廉アリヤ否」については「宿題」として委員附託による慎重なる調査を経た上で答申がなされることとなつた。そして、今回の「問題」とその決議は、「一、守屋連ノ墓へ金幣御下賜ヲ宮内大臣へ請願ノ件（可決）委員附託（請願書起草委員）」、「二、年一回適當ノ時期ニ於テ学神祭執行スルコト（可決）」、「三、各都市ニ於テ一回ツ、神徳講演会ヲ開催スルコト（可決）」、「四、東京國學院分院ヲ大阪市ニ設置スルコト（修正可決）」、「五、神社ニ英訳文ノ由来記ヲ製定スル件（否決）」の五件であつた。

無論、本稿の目的からすれば、四の問題に注目せざるを得ないが、これについて『録事』第九号の記事では、「第

四問題ハ議論百出甲論乙駁討議ノ結果ノ大阪國學院ヲ大阪府ニ設置スルコトニ修正可決」とあるのみである。恐らく公的記録において「大阪國學院」の名称が初めて用ゐられたものといへ、その「議論百出甲論乙駁討議」の内容が知りたいところだが、「東京國學院分院」を「大阪市」に設けるのではなく、「大阪府」の単位で「大阪國學院」を設置することに合意を見たことが確認できるだけで、「録事」からはこれ以上のことは何も分らないのである。

ただ、「録事」第九号「彙報」には、「○私立山口國學院」と題する記事が載つてをり、「本年四月に於ける我大阪管理部会は、大阪國學院の決議をなせり、日本第二の都府にありて、全国の富源と称せらるゝ大阪にありて、今漸くにして此決議をなしたるは、余りに遅きに失せずや、頃日山口國學院現況一斑を得たれば、之を掲げて諸君の瀏覽に供す、他山の石は以て其玉を攻くべし、諸君決シテ等閑視する勿れ、⁶¹」といふリードの後に、「私立山口國學院現況一斑（明治二十九年二月調査）」が掲載されてゐる。つまり、「山口國學院」を一つの先駆的モデルとして捉へてゐたともいへるのであり、今後、大阪と山口の両國學院の比較、異同の抽出作業も重要な課題とならう。因みに山口県については、以前の『録事』第四号において、「寄書」欄の圓江子「他山の石」⁶²なる文章において、「吾人の畏敬せる山口県神職会」の取り組みが紹介されてゐることも気になるところである。

なほ、大阪府では、明治四十年十月七日、「府社県社以下神社神職任用規則」（明治三十五年二月十八日、内務省令第四号⁶³）第十条「此規則施行ニ必要ナル細則ハ北海道庁長官府県知事之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ」により、「社司社掌試験細則」（大阪府令第六十七号）を定め、さらに同年十一月六日には、大阪府知事・高崎親章名で、「神社ハ国家ノ宗祀」であり尊厳を保ち崇敬の実を挙げる必要があるため、速やかなる神社の「合併整理ノ途」を講じるべきとの大阪府訓令第二十四号が出されてゐる。⁶⁴『録事』第十号には「彙報」に「神社合祀（合併）式」を載せ、「○府下神社合併及明細帳異動」が掲載されてゐるが、順次「録事」を繰つていくと、大阪府における「神社合祀」に関する

様々な情報も得られる。

同年十月十日には、分所の臨時商議員及び評議員会を大阪府会議事堂で開き、九千八百五十円の予算を以て、分所の事務局講堂の建設を可決し、松木茂俊分所長の指名に拠る建築委員五名（委員長Ⅱ奥田多賀雄府属、委員Ⅱ園千秋、石走房司、大道久之、津江正規）⁶⁵が選ばれた。翌日、各委員は候補地に挙げられてゐた、①大阪市北区曾根崎上一丁目神明社境内、②大阪市南区天王寺夕陽丘大江神社境内、③大阪市南区天王寺逢阪安井天神社境内、等を実地視察したが、「土地の高燥なるは云はずもがな、樹木鬱葱として大氣の清潔なるは、到底紅塵万丈の大阪市に於て、最得難きの地」である②大江神社境内地を以て「最良好なり」との意見で一致した。同月十九日、大阪府技手・大原登一郎を伴つた所長と委員長、さらに各委員は大江神社社務所で会合し、設計を大原技手に一任することと決め、以後、建築図面の調製はもとより、同社社司の石走房司委員が同神社氏子総代の了解を得るとともに、派出所位置の変更に関する事など、大阪府庁内外で種々の交渉を重ねた末、同年十一月十五日に神社境内地使用願を提出する運びとなつた。同年十二月三日付で大江神社境内三百六坪の使用が聞き届けられ、同月二十一日、大江神社において、同社社司・石走房司を齋主として奉告祭が行はれた⁶⁶。

翌明治四十一年三月二日には松木所長を齋主として地鎮祭が齋行されてゐる⁶⁷。そして同年六月十九日には、武津八千穂が齋主、滋岡従長が副齋主、大西武雄、大道久之が祭員となつて竣工祭が齋行され、同月二十日には落成式が行はれた⁶⁸。午前九時から開始された落成式には、三百数十名の来賓が講堂に集ひ、奥田多賀雄建設委員長の工事報告に続いて松木茂俊分所長の式辞があり、順次、大阪府知事・高崎親章、皇典講究所（本所）長・佐々木高行の代理（幹事・高山昇）、大阪市長・山下重威、近府県皇典講究分所長総代（奈良県皇典講究分所長）西内成郷、大阪府神職総代・武津八千穂の祝辞を受けた。落成式終了後、一同は生玉西照館において酒飯を饗した。次に奥田委員長の報告と

松木所長の式辞を掲げておかう。

報告

大阪府皇典講究分所新築ノ議成ルト同時ニ御霊神社々司園千秋大江神社々司石走房司天満宮社掌大道久之今宮神社々掌津江正規及不肖多賀雄共ニ建築委員ニ拳ゲラレコレガ設計ヲ大阪府技手大原登一郎ニ囑托シ岡本安蔵ヲシテ請負ハシメ本年三月二日起工六月十五日竣工セリ工費金七千六百五拾八円余講堂五十坪事務室二十八坪余金參千六百四拾貳円余土工及門階段板塀其他石垣庭園樹木費等ニシテ之ヲ合計スレバ金壹万壹千円余トナレリ其構造輪煥ノ美ヲ飾ラス專ラ堅牢ヲ旨トシ實用ニ便ゼンコトヲ期シタリ抑モ当所ハ曩ニ曾根崎神明社境内ニ建設スベク予定セシガ工事实施ニ当リ甚ダ狹隘ヲ感ジタルヲ以テ更ニ地ヲ茲ニトシタルモ地盤傾斜甚シク加フルニ風致木ヲ損傷セサランコトヲ努メタルガ為メ施工上頗ル困難ヲ感シタレトモ漸ク現状ノ如ク竣工シ風致ニ實用ニ遺憾ナキヲ得タルハ委員一同ノ僥倖トスル所ナリ茲ニ工事ノ概要ヲ報告スルコト爾リ

明治四十一年六月二十日

建築委員長 奥田 多賀雄

式辞

大阪府皇典講究分所新築土木ノ功ヲ竣ヘ茲ニ本日ヲ以テ朝野縉紳ノ前ニ落成式ヲ挙クルヲ得ルハ不肖ノ最光榮トスル所ナリ当所ハ去ル明治十五年創設以來歳ヲ閱スル事二十有五其間世ニ貢獻スル所ナシト云フニハアラザルモ欧米物質ノ学社会ヲ風靡スル時ニ於テ独リ本朝ノ典故文献ヲ講明スルヲ以テ目的トナスガ故ニ世ノ嗜好ニ投スル能ハス僅ニ神社神職ノ手ニ依リテノミ維セラレタリキ然レトモ世人ノ注視ヲ惹ク能ハズト云フモノ時勢ノ然ラシ

ムル所ナリトハ云へ一面当事者發憤ノ足ラザルニ起因スト云ハザルヲ得ス今ヤ我大阪府ハ神社整理ノ必要ヲ認メ着々其途ヲ進メラル、ノ運ニ際会シ之ニ対スル神職養成ノ責任ハ拳テ当所ノ双肩ニ懸レリ此時ニ際シテ徒ニ旧套ヲ墨守セバ好機空シク去テ再ビ補捉スベカラス是ヲ以テ廠ニ当事者ヲ督励シ管下神社ノ贊同ヲ得終ニ茲ニ講堂及事務所ヲ建築スルヲ得ルニ至レリ鳴(ママ)(引用者注・鳴)呼此堂此室輪煥ノ美アルニアラズ数奇ノ巧アルニアラズ唯一箇粗雜ノ弊舎ニ過キザレトモ一葉ノ板瓦塊ノ石モ亦神社神職及当事者ガ熱誠ノ余瀝ナリ是ヲ以テ我期待スル所ハ外形ニアラズシテ實質ニアリ将来益奮励以テ神職ヲ養成シ斯道ヲ講明シ適材ヲ供給シテ社会ノ希求ニ応シ進テハ大阪國學院ノ礎石タラント欲ス臨場ノ諸彦其意ヲ諒トシ他日一顧ノ勞ヲ吝マル、ナクンバ幸慶之ニ過キス聊カ所志ヲ述ヘテ以テ式辞トナス

明治四十一年六月二十日

大阪府皇典講究分所長 松木 茂俊

松木所長は、明治二十九年八月二十日の所長就任⁶⁹以来、大阪府皇典講究分所におけるソフト面とハード面の拡充をしていく渦中で、良くリーダーシップを取ってきたといへるが、ここでも「進テハ大阪國學院ノ礎石タラント欲ス」と述べて、この分所講堂・事務所建設を、来たるべき「大阪國學院」創設の一階梯と位置付けてゐる。因みに松木所長の式辞をはじめ、大阪府知事・高崎親章、皇典講究所・佐々木高行の祝辞でも、当時、大阪府のみならず全国各地の重大課題であつた「神社整理（合祀）」に⁷⁰応じた「神職養成」の必要性、重要性が語られてゐることは十分に注意しておくべきであらう。

なほ、同年三月二十日には、大阪市内の神職が北区の天満宮社務所に集まり、「現住神職相互の智識を交換し、齊一

の進歩を図るの目的」を以て、大阪市神職会が成立してゐる。当日は、規則の草案を議定して役員撰挙を行ひ、大阪市長を会長に推戴すること、総会は毎年一月と六月に開催することを決定したが、大阪市神職会の理事（定員五名）には、撰挙による大道久之、石走房司、渡邊醇、津江正規と囑托として大阪市書記・武藤吉三郎、参与（定員八名）には、撰挙による武津八千穂、野田菅麿、滋岡従長、園千秋、北村立と囑托として市助役の松村敏雄と吉村平造、市書記の氏丸正吉が撰ばれた。これを見れば、分所の講堂・事務局建設を主導した中心人物も大阪市内の神職に集中してゐたことが窺へる。

また、分所講堂・事務所建設に先立つ明治四十年十二月一日には、第一回学科講習会講師囑託に奥田多賀雄、園千秋、渡邊醇、田谷彌三郎、角正方が任じられ、同日から分所所定の「講習規則」により、「乙種（社掌程度）」二十四名、「予備科」十一名、「祝詞作文科」十九名の講習生を対象とする学科講習会の授業が関西大学内で開始されてゐる。当初の「講習規則」は知られないが、講堂・事務局落成後における明治四十一年九月二十四日改正の「大阪府皇典講究分所講習規則」は「録事」号外に掲載されてゐる。

同規則は全二十二条からなるが、第一条では、「本講習は社司社掌タルニ必須ナル學術ヲ教授シ神職タル資格ヲ速成スルヲ以テ目的トス」とされ、第二条には、講習は本科（甲種〔社司たるべき学科〕・乙種〔社掌たるべき学科〕）と撰科（祝詞作文・祭式の二科）であることが規定された。講習生は所定の入学試験に合格した者に限り、また、乙種講習終了者で引き続き甲種を受けようとする者は入学試験を要しないとされ（第三条）、講習期間は、本科は六ヶ月以内、撰科は二ヶ月以内（第四条）、講習開始時期は毎年三月及び九月、さらには時宜による臨時開催であり（第五条）、休業日は日曜や祝祭日、夏季休業（八月）、冬期休業（十二月二十五日〜翌年一月十日）とされた（第六条）。

さらに乙種講習の入試は、口述、漢文（日本外史、十八史略、国史略、訓点講義）、簡易なる国文、算術（筆算比例

迄、珠算四則)、作文(仮字交り文)であり(第七条)、甲種はこれに加へて乙種講習科目を加へたもので(第八条)、撰科は口述であつた。そして乙種講習の科目は、①道義(勅語、玉銚百首)、②国史(古語拾遺、日本歴史の概要)、③国文(祝詞式、祝詞作文、書翰文、文法の概要、作歌短歌)、④法制(現行神社法令、公文)、⑤祭式(行事、作業)で(第九条)、甲種講習の科目は、①道義(勅語、勅諭、玉銚百首)、②国史(古事記上卷、日本歴史)、③国文(古今集四季の部、神皇正統記、文法、祝詞作文、記事文、作歌短歌)、④法制(職原抄、現行神社法令、公文)、⑤祭式(神社祭式)であつた(第十条)。

その他、第十二条以降では、講習入学志願者の願書や履歴書、入学試験料、保証人連署在学証書、授業料、講習生の生活、退学などのことが規定されてゐるが、特に講習は終末試験の上で合格者に修了証書の授与があること(第十条)、終末試験不合格の者はその科目に限り、さらに講習を受けることができないこと、その終了時には終末試験と前回の試験の成績とを考査して特に証書を授与することがあること(第十七条)、講習生は講堂の内外を問はず袴を着用すること(第十九条)、講習生の素行次第で退学命令がなされること(第二十一条)、本則に規定の無い事項は分所長において臨機応変の処置がなされること(第二十二条)が規定された。

大阪府皇典講究分所での学科講習会は、ある程度、皇典講究所(本所)で実施されてゐた神職講習会(十三週以上十六週以内、科目Ⅱ祭式・道義・国史・国文、試問の成績を考慮して相当の学階を授与)をベースとしたのではないかと推測されるが、本所より詳細な規則を定めてゐるといへる。⁷⁴

改正「講習規則」により、明治四十一年十月二十一日には学科講習会の入学式を挙行した。⁷⁵同年十月九日に講師を嘱託されたばかりの稲村眞里(東京の國學院第一期生出身)⁷⁶は、「国史の淵源、即国体の成り立ちといふものは、今此処で諸君が学問せられる科目のうちにあります。普通の学校では、国体の学問をすることは、どうしても深く奥に

到ることが出来ませぬ。此の点に於て、諸君は深く自ら信ずる念慮を以て学問せられて、迂闊に学期を經過なさらな
いやうに望みます。他日此処を出て、実務に当られたならば、こゝで学ぶ学問を十分活用せらるやうに今から望ま
す。一面には誠心誠意を以て神に仕へ、一面には、道德の表準となつて、世の務の指導者となつて、地方の人を感化
し訓誨する責任を尽さるゝことを、今から日々工夫して行かれんことを望みます。」などと諭告してゐる。

また、十月三十日には、明治二十三年に渙発された教育勅語より滿十八年を迎へるといふ日であつたことから、学
階証及び祭式修了証授与式に引続いて、「勅語奉読会」を開き、試験委員の武津八千穂の演説とともに、稲村講師が
「皇祖皇宗の御遺訓といふことに就いて」なる演説を行つてゐる。

つまり、「学科講習会」といふ名称ではあつたものの、実質的には「学問」即ち「国学」を学ぶ神職志望者のため
の「学校」であつたともいへ、後述する如く、本所において神職講習会を發展的に解消し、明治四十二年に附属神職
養成部（特に神職教習科）を設置したやうな動向に似た部分、或いは即した部分が、大阪府の皇典講究分所にもあつ
たのである。

六 むすび —「財団法人大阪國學院」の誕生—

先述したやうに、筆者が参照することの出来た財団法人大阪國學院所蔵の『大阪府皇典講究分所録事』は、第十五
号から第十八号までの四号分、つまり明治四十二年分の号数を欠いてゐるため、残念ながらこの間の詳細については
記すことができない。

ただ、同年、大阪府皇典講究分所北河内郡支部の会則が制定されてゐる。その第一条には、「支部ハ、本邦ノ典故

文献ヲ講究シ、北河内郡内神社及神職ノ統一進歩ヲ図リ、分所ト連絡ヲ図ルヲ以テ目的トス」とされたほか、第二条では、この目的を達するために「部内神職ヲ以テ支部会ヲ組織シ、討議研究スルモノ」とされ、また、支部の事務所は北河内郡役所内に設け（第三条）、支部幹事は五名、任期は二年（第四条）などの規定が作成された。この時期における他支部の会則は知られないが、一つの事例として参考とならう。

同年十一月十七日には台湾の台南庁長に転出した松木茂俊所長の解囑に伴ひ、大阪府事務官の馬渡俊雄が大阪府皇典講究分所長となつたが、明治四十三年の『録事』第十九号に掲載の「新年の辞」には、「我が皇典講究分所おこりてより、許多の変遷を経たるが、講習会を開きて神職養成のことに努めたること既に数年、為政者の方針と相伴ひて、著々実行を挙げたることを確信す。」と述べられてをり、また、『録事』同号に拠れば、前年十二月二十二日までに撰科（祝詞）講習の修了証書授与式も第五回を数へてゐるばかりでなく、さらに明治四十三年一月二十三日には、講習修了者及び在学講習者有志が發起し、新年親睦会を兼ねて「大阪府皇典講究分所同窓会」が組織されつつあつたことが知られるのである。⁽⁷⁸⁾

そして同年二月九日には、午前十時から大阪府皇典講究分所の評議員会が開催されたが、その「決議事項」は、「一、明治四十三年度歳入歳出予算（原案可決）」、「二、大阪國學院寄附行為全職制（全上）」、「三、明治四十一年度収支決算報告（認定）」、「一、現在ノ財産報告（全上）」、「二、経費集纏ノ方法ハ明治四十三年度ヨリ当分ハ各神社別ニ通知書ヲ發セス各都市（大阪市ヲ除ク）負担額ヲ支部ニ於テ適宜徴収ス」、「一、大阪國學院トシテ組織変更ニ付主務省ノ認可アリタルトキト雖トモ現在ノ職員ヲ異動セス来年ノ通常評議會に於テ更ニ選挙スルコト」といふものであつた。⁽⁷⁹⁾ここに財団法人大阪國學院の根本規則（寄附行為並びに職制）が定められ、大阪府皇典講究分所からの「組織変更」の準備が整つた事が知られるのである。次にその寄附行為と職制を引いておかう。⁽⁸⁰⁾

○財團 大阪國學院寄附行為
法人

第一章 目的

第一條 本院ハ左ノ方法ニ依リ本邦ノ典故文献ヲ研鑽シ國體ヲ修行シ大阪府下神社神職ノ一致ト進歩發展ヲ図ルヲ以テ目的トス

一、国史国文ノ教授并ニ皇道ノ研究

二、神職ノ養成及雅樂ノ講究

三、国典儀式ニ関スル著作又ハ神社神職ニ関スル時事ノ発刊

第二章 名称

第二條 本法人ハ財團法人大阪國學院ト称ス

第三章 事務所

第三條 本院ノ事務所ハ大阪府大阪市南区天王寺夕陽丘町第五百五拾五番地ニ置ク

第四章 資産

第四條 本院ハ現ニ設立者ノ共有スル左ノ財産及寄附者ニ於テ基本財産トナスベキ旨ヲ指定シタル寄附金品ヲ以テ基本財産トス

高金壹万参千七拾円

内

金壹千参百円 現金但銀行預金

金貳百七拾円 有価証券額面

金壹千五百円 机外九百八拾五点備品見積価格

金壹万円 建家見積価格
但木造瓦葺二階建教室及事務室

第五條 本院ノ基本財産ハ評議員ノ議決シタル管理方法ニ依リ理事之ヲ管理ス

第六條 本院ノ經費ハ大阪府下ニ存在スル神社ノ寄贈金又ハ有志者ノ寄附金并ニ事業ヨリ生スル収入ヲ以テ之ニ

充ツ

第七條 本院ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ同シ

第八條 本院ノ會計出納ニ関スル規程ハ評議員会ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 役員

第九條 本院ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁 一人

院長 一人

副院長 一人

顧問 若干

支部長 十一人

評議員 五十人

理事 五人

第十條 總裁ハ評議員及理事ニ於テ徳望家ヲ推戴ス

第十一條 院長及副院長ハ理事ニ於テ斯道ニ經驗信用ヲ有スル名望家ヲ推挙ス

院長ハ本院ノ事業ヲ参画シ兼テ院務ヲ統理ス

副院長ハ院長ヲ補佐シ院長事故アルトキコレヲ代理ス

第十二條 顧問ハ院長、副院長及理事ノ推薦ニ依リ総裁之ヲ囑托ス

顧問ハ本院事業経営ニ関シ院長ノ諮詢ニ応ス

第十三條 支部長ハ理事ニ於テ其郡市内斯道ニ關係アル名望家ヲ推挙シ総裁之ヲ囑托ス

支部長ハ其郡市内ニ属スル事務ヲ処理ス

第十四條 左ノ事件ヲ議決スル為メ評議員会ヲ設ク

- 一、規則ノ設廢及改正
- 二、歳入出予算ノ議決及決算報告ノ認定
- 三、不動産又ハ基本財産ノ管理方法並ニ処分
- 四、其他院長ニ於テ必要ト認ムル事項

第十五條 評議員ノ選挙ハ定員ノ内二人ハ大阪府下官幣各神社神職互選シ四十八人ハ各支部ニ於テ其郡市内神社神職之ヲ互選ス

但大阪市ハ各区各別ニ互選ス

第十六條 前條ニ依リ各支部ニ於テ選挙スル評議員ノ員数ハ選挙ヲ行フ前年度ノ寄贈金額ヲ標準トシ定員ヲ各郡市ニ按分配当ス

但大阪市ハ各区ニ按分配当ス

第十七條 評議員ノ任期ハ三年トス満期再選ヲ妨ケス

第十八條 評議員中欠員アルトキハ当該支部ニ於テ遲滞ナク補欠選挙ヲ行フ其任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十九條 評議員会ハ院長ヲ以テ議長トス院長副院長共ニ事故アルトキハ理事長之ヲ代理ス

第二十條 評議員会ハ毎年一回院長之ヲ招集ス但必要アルトキ臨時之ヲ招集スルコトアルヘシ

第二十一條 評議員会ハ評議員二分ノ一以上出席スルニアラサレハ議決スルコトヲ得ス但招集再回ニ及フモ尚二分ノ一二滿タサルトキハ此限ニアラス

第二十二條 評議員会ノ議決ハ可否ノ多数ニ依リ之ヲ定ム可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十三條 理事定員ノ内二人ハ大阪市支部評議員ニ於テ二人ハ堺市及各郡支部評議員ニ於テ一人ハ市郡評議員通シテ選挙ス

第二十四條 理事ノ任期ハ三ヶ年トス滿期再選ヲ妨ケス

第二十五條 理事中欠員アルトキハ遲滞ナク補欠選挙ヲ行フ其任期ハ前任者ノ在任期間トス

第二十六條 理事ハ其互選ヲ以テ理事長ヲ定ム

理事長ハ理事会ヲ整理シ又ハ院長副院長共ニ事故アルトキ其職務ヲ代理ス

附 則

第二十七條 總裁ヨリ囑托スヘキ役員ニシテ總裁就任ニ至ル迄ハ院長ヨリ囑托スルコトヲ得

第二十八條 本寄附行為ハ第一條ノ目的ヲ除ク外評議員会ノ決議ニ依リ主務官庁ノ許可ヲ得テコレヲ変更スルコトヲ得

第二十九條 本財団法人設立ノ際ニ在リテハ設立者ヲ以テ理事トシ第二十四條ノ期間在任ス

○大阪國學院職制

第一條 本院ハ左ノ職員ヲ置ク

一 講師

一 書記

第二條 専任講師ハ有給トシ嘱托講師ハ名誉職トス

第三條 専任講師ハ院長ノ命ヲ受ケ教務ヲ掌理シ生徒ノ教育ヲ掌ル

第四條 嘱托講師ハ其担当教科目ニ限り当該生徒ノ教育ヲ掌ル

第五條 書記ハ院長ノ命ヲ承ケ又ハ理事ノ指揮ニ依リ庶務及會計ノ事務ヲ処理ス

『大阪府皇典講究分所録事』第二十号の「○諸式挙行」なる記事には、「一月一日午前十時新年祝賀式 同月十一日午前十時始業式 同月十五日午後七時夜間国文講習会開会 三月十日午前十時第六回本科乙種第十五回祭式科入学式を各挙行したり因にいふ夜間国文講習会は這般新に開設したるもの現今聴講者三十六名に達して頗る盛況なり」とあり、また、その他、明治四十三年の年始から三月までの分所では、一月二十一日午前九時より第六回撰科（祝詞作文）入学試験を施行して同二十四日に入学式を挙行し、さらに三月一日より同四日まで、本科乙種講習修了生十三名に対して大阪府社掌試験が施行され、さらに同月八日午前九時より第六回本科乙種入学試験を施行してゐることが知られる。⁸¹

前述のやうに、加藤知衛「大阪國學院の沿革について（附浪速學院の沿革）」で示された「年次表」⁸²には、「明治四十三年四月十八日 財団法人大阪國學院設立の件文部大臣より認可」とあるが、検討した『大阪府皇典講究分所録事』やその後身誌の『大阪國學院録事』の記事からはこの日付そのものは確認出来なかつた。但し、財団法人大阪國學院

所蔵の簿冊に綴ぢ込まれた「財団法人大阪國學院寄附行為」(昭和三年五月一日大專二九号認可変更)の「沿革」には次のやうに記されてゐる。

大專二三号

財団法人大阪國學院設立者 南坊城良興外四名

明治四十三年二月九日付願財団法人大阪國學院設立ノ件民法第三十四條ニ依リ許可ス

明治四十三年四月十八日

文部大臣 小松原英太郎印

同年六月二十日には総裁推戴式が行はれ、『大阪國學院録事』第一卷第一号(明治四十三年十二月二十日発行)には、「我が大阪府皇典講究分所は其組織を改善し名称を更めて大阪國學院と為し府知事高崎親章閣下を総裁に戴くこととなり六月二十日の新築記念日を以て其推戴式を挙行したり当日来会せるもの府下の神職及来賓を合せて三百余名に達し極めて盛大なりき」と記されてゐる。⁽⁸³⁾そして、「私立学校令第二條に依り」同年七月二十五日付で申請してゐた「財団法人大阪國學院神職養成部」の設置が、同年八月十五日に「大阪府知事 高崎親章」名の「大阪府指令学甲第一三八八号」にて認可がなされたことに伴ひ、同年九月十三日から教習科と乙種の授業が開始され、同年十一月一日からは甲種の授業が開始された。⁽⁸⁴⁾

「財団法人私立大阪國學院神職養成部規則」⁽⁸⁵⁾には、第一条は、「本院神職養成部ハ社司社掌タルニ必須ナル學術ヲ教授シ兼テ其ノ品性ノ陶冶ヲ図ルヲ以テ目的トス」、第二条は「神職養成部ノ教習ヲ別チテ本科及撰科ノ二トシ更ニ本

科ヲ甲乙ノ二種ニ分ツ甲種教習ハ社司相当乙種教習ハ社掌相当ノ学科ヲ授ケ撰科教習ハ祝詞作文及祭式ノ二科ヲ授クルモノトス、第三条は「教習期間ハ本科各一ヶ年撰科祝詞作文ハ四ヶ月祭式ハ一ヶ月トス」とされた。これは明治四十一年九月二十四日改正の「大阪府皇典講究分所講習規則」を充実させたものといへるが、第三章「学科課程」のうち、第七条の「甲種教習学科課程表」を見ると、①倫理（人倫道德ノ要義）毎週二時間、②歴史（古代史概要、国史概要、神祇史）毎週六時間、③国語国文（講読、文法、作文、作歌）毎週十一時間、④漢文（講読）毎週二時間、⑤法制（古代法制概要、現行神社法令、公文）毎週五時間、⑥祭式（作法行事、祭典儀式、調度装束）毎週四時間の六学科であり、一週間の授業時間の合計は三十時間であつた。他の学科に比べ、「国語国文」学科の割合が相当高いことが読み取れる。さらに乙種（第八条）は毎週時間数の合計は同様だが「国語国文」の時間が二時間増えてをり、撰科（第九条）も毎週時間数合計は二十八時間だが、そのうち「国語国文」は十五時間となつてゐる。

なほ、「大阪國學院録事」第一巻第一号の冒頭には、「大阪國學院編輯主事」による次のやうな文章が掲載され、「大阪府皇典講究分所」から「財団法人大阪國學院」への展開の概略とその目的が示されてゐる。⁽⁸⁶⁾

人心忠孝ヲ廢スレバ即チ乱賊相踵ギ乾坤反覆スト輓近社会ノ風潮ハ新奇ヲ好ミ専ラ物質的智識ノ研鑽ニノミ熱中シ実ヲ捨、華ニ就キ義ヲ去リテ利ニ走り日夕營々虚榮コレ事トシ人道ノ貴ブベキ誠意ハ索ムレトモ得ベカラズ口ニ公益ヲ唱ヘテ心ニ私利ヲ謀リ世道人心ノ救済ニ任ズルモノスラ亦既ニ四圍ノ事情ニ同化シテ規矩準繩アルコトナク道義將ニ地ヲ払ハントス思テ爰ニ至リ邦家ノ前途転々寒心ニ堪ヘザラシム宜ナリ政府ハ明治三十九年以来神社ノ整理ヲ懲慚シ報本反始ノ礼ヲ厚ウシ神社中心主義ヲ作興セントシ我大阪府亦大ニ其旨ヲ体シテ洵々コレガ実行ニカメ其進捗ト共ニ神社ニ奉仕管理ノ任ニ膺ル神職ノ需用日ニ増シ月ニ加フルニ方リ皇典講究所大阪府分所ハ

コレガ需用ニ応スベク古道ノ研究ト神職ノ養成トニ従事シ明治四十一年講堂事務室ヲ新営シ且若干ノ基金ヲ蓄フルニ至リシモ財産ノ所有者ハ法律上ノ人格ナク加フルニ事業ノ發達ニ伴ヒ一層基金ノ充實ヲ感ズルヨリ適當ノ措置ヲ要スルト又一面神社ノ整理發展ト相呼応シテ既往ノ如ク特別任用ノ変則ニ依ル学階所有資格ノ神職ニ甘ンズベカラザレバ勢ヒ地方庁ノ考試ニ応スベキ相当学識德行兼備ノ人材ヲ陶冶スルハ刻下ノ緊要ナルヲ以テ教習学科程度ハ層一層向上改善ヲ要シ其学則ヲ更改スルノ急ニ迫リシトニ依リ旁々民法ノ規定ニ則リ財団法人大阪國學院トシ主務大臣ノ允許ヲ得テ総裁ノ推戴院長以下ノ囑托ヲモ了シ将来倍々皇道古典ノ研鑽ト神職ノ陶冶トニ努力シ世道人心ヲ既墜ニ挽回シ忠孝兩全実ニ神洲清潔ノ民タルニ乖カザラシメ以テ聊カ国家ニ貢獻センコトヲ期待シコレガ機関トシテ従来發刊セシ大阪府皇典講究分所録事モ亦大阪國學院録事ト改題シ努メテ有益ナル參攷資料ヲ報道シ温故知新ノ一端ニ供セントス読者請フコレヲ諒セヨ

大阪國學院編輯主事

とりわけ、「神社整理」の進展、「神社中心主義」⁽⁸⁾の作興に呼応するために、「既往ノ如ク特別任用ノ変則ニ依ル学階所有資格ノ神職」に甘んずることなく、「地方庁ノ考試」に應ずべき相当の学識・德行を兼ね備へた人材を「陶冶」することは目下緊急に必要なことであるとの認識のもと、その教習学科の程度を一層向上・改善を要するために「学則」を改め、財団法人化して「大阪府皇典講究分所」から「大阪國學院」へと改称したと述べてゐることは、単なる名称の変更といふより、「皇典講究所學階授与規則」（明治四十年）を定めてゐた皇典講究所（本所）からの相当程度の自立、独立を明確に主張してゐるものと同じであらう。それは、「財団法人大阪國學院寄附行為」に皇典講究所（本所）が求めてゐた「皇典講究所ノ統轄」の如き文言、つまり本所との關係を示す部分が全く見られないこと、また、『大

阪國學院録事』になつてからは、前身誌『大阪府皇典講究分所録事』に毎号設けられてゐた「本所録事」欄が無くなつてゐることなどからも、新しい組織（財団法人）の性格が見て取れよう。

なほ、当該時期（明治四十年代）には、全国各地で「地方神職養成機関（部）」の設立などの皇典講究分所や地方神職会といふ「神職団体」の改革が相次いでゐる。これは注目すべき現象であるが、今後、各地の個別的検討の進展と相互比較の観点が不可欠とならう。

ただ、「財団法人大阪國學院寄附行為」の第一條にある「本邦ノ典故文献ヲ研鑽」、「国史国文ノ教授并ニ皇道ノ研究」、さらには「神職ノ養成」の文言からは、財団法人大阪國學院が、皇典講究所（本所）と同様の性格の国学的研究・教育機関であるとともに神職養成機関であつたといへるのであるが、加へて「大阪府下神社神職ノ一致ト進歩發展ヲ図ル」といふ神職団体の目的をも有してゐたことが、財団法人大阪國學院の大きな特色となつてゐたのである。

以上、「財団法人大阪國學院」の成立までを概観したが、『大阪國學院録事』各号や財団法人大阪國學院所蔵資料を繰つて行くと、実際にはこれ以降の大正期から昭和戦前期、戦後期の展開にこそ、「財団法人大阪國學院」の独自色といふものが鮮明に現れて来るのである。それを確かめるためには、他地域の皇典講究分所をはじめ各種「神職団体」、各地の「地方神職養成機関（部）」との比較検討が必要不可欠であるが、ここでそれを展開する余裕は無い。本学の「校史」研究の一環、「皇典講究分所」研究のケース・スタディとして、一地域における「皇典講究分所」の変遷を検討するといふ本稿の当初の目的からいへば、「大阪府皇典講究分所」を改称し財団法人化した「大阪國學院」の誕生といふ時点で一端筆を擱く方がよからう。

なほ、これ以降の展開について御関心のある向きは、筆者が現在執筆中の別稿「財団法人大阪國學院百年の沿革（百年史）」を含む書籍が発刊された暁に御参照賜れば幸ひである。

註

- (1) 皇典講究所・國學院(國學院大學)の「建学の精神」については、拙稿「國學院大學における伝統文化教育の意義と展望」(『國學院大學 人間開発学研究』第二号、平成二十三年)を参照。
- (2) 皇典講究所・國學院(國學院大學)の創立とその展開に関しては、皇典講究所編『皇典講究所第一年報』(柳瀬喜兵衛、明治十七年)、三矢重松『松野勇雄先生』(皇典講究所内松野大人三十年祭典会、大正十一年)、『皇典講究所五十年史』(皇典講究所、昭和七年)、阪本健一『明治神道史の研究』(国書刊行会、昭和五十八年)第五部第四章「皇典講究所の創立と当時の思想界」、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』(國學院大學、昭和四十五年)、國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』上・下巻(学校法人國學院大學、平成六年)等を参照。
- (3) 現在、國學院大學では、文部科学省平成十九年度私立大学高度化推進事業(オープン・リサーチ・センター整備事業)選定の「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」事業を推進するため、同大研究開発推進機構伝統文化リサーチセンターにおいて、「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクトを推進してをり、筆者もその研究組織のメンバーとなつてゐる。そこでは、近代の國學院(國學院大學)及びその設立母体である皇典講究所が関係して編輯・刊行した出版物や所蔵資料(学術資産)といふ「モノ」に基づき、その伝統文化研究発信の実態と、そこで重要な意味を持つ「国学」の学問的手法・特性によつて、近代以降の「モノ」と「心」に関する人文学の形成・展開を明らかにすることを目的としてゐる。本稿は、同研究プロジェクトにおける研究成果の一部でもある。
- (4) 國學院大學研究開発推進機構の各機関における研究成果としては、阪本是丸「國學院の学問を貫徹するもの」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年)、同「皇典講究所関係出版物に関する一考察」(『國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道——國學院大學の学術資産を中心に——』弘文堂、平成二十一年)、拙著『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)、拙稿「皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年)、同「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動——『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』総目録解題——」・同「上西亘との共編」『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』総目録」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年)、同「國學院大學の学術資産としての大教宣布関係資料の一面——常世長胤関係資料の解説と『宗源教大意』の翻刻——」(『史料から見た神道——國

學院大學の学術資産を中心に」弘文堂、平成二十一年）、同「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」(『國學院大學 校史・学術資産研究』第一号、平成二十一年)、同「明治初期における教導職の「敬神愛国」観」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号、平成二十二年)、同「近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書——皇典講究所・國學院の展開を中心に」、(『國學院大學 校史・学術資産研究』第二号、平成二十二年)、齊藤智朗「國學院設立期の国学界——皇典講究所講師時代における三上参次の事績・活動を中心に」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年)、宮部香織「明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷」(『國學院大學 校史・学術資産研究』第二号、平成二十二年)、戸浪裕之「神道事務局研究序説——その設立当初の制度と生徒寮をめぐって」(『史料から見た神道——國學院大學の学術資産を中心に』弘文堂、平成二十一年)、同「神道事務局の教育機関——生徒寮の制度的側面に関する一考察」(『神道宗教』第二一七号、平成二十二年)、同「國學院大學の学術資産と神道事務局——河野省三博士記念文庫所蔵神道事務局資料の紹介と翻刻」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号、平成二十二年) などがある。

(5) 前掲、拙稿「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動——『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』総目録解題」、同「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」を参照。

(6) 大社町史編纂委員会編『大社町史』中巻(出雲市、平成二十年)六七〇頁。当該部分執筆者の齊藤智朗による島根県皇典講究分所に関する記述での指摘。なほ齊藤は、生田神社編『生田神社史』(国書刊行会、平成十九年)五一七—五一九頁においても、兵庫皇典講究分所に言及してゐる。兵庫皇典講究分所に関しては、吉井良晃『古稀記念 回顧隨筆』(吉井良晃、昭和十一年)を参照。

(7) 例へば、小野鉄朗「史料紹介 神奈川県皇典講究分所大山出張所伊勢原支局における講究所経費及び質本金の醸出について」(『神道宗教』第一四八号、平成四年)。また、京都府皇典講究分所については、京都府神社庁設立五十周年企画委員会編『京都府神社庁五十年史』(京都府神社庁、平成十一年)五四頁や福島幸宏「近代の神職と神職団体——京都府庁文書による試論」(『京都府立総合資料館紀要』第二四号、平成十八年)において、愛知県皇典講究分所については、太田正弘「熱田神宮神職養成所」以前の養成機関覚書」一〜四(『あつた』第一八八、一八九、一九〇、一九二号、平成十二〜十三年)、宮田力松「愛知学院小史」(平成二十二年)一〇頁で多少言及されてゐる。

(8) 広田暢久編「山口国学院沿革史年表」(『山口県神道史研究』第二号、平成二年)、宮崎宏視「教導職廃止以後の教化活動 山口県における神道教化の流れ(二)」(『山口県神道史研究』第五号、平成五年)、山口県神社庁調査研究委員会編集『山口県神社庁学神殿先賢神靈略伝』(平成十八年)を参照。

(9) 國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵『地方神職養成所二関スル綴 庶務課』中の「学階無試験検定認定神職養成所一覽表(昭和一四年調)」、「地方神職養成機関一覽(本所認定)」。また、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料篇』(國學院大學、昭和五十四年)五〇一―五〇四頁を参照。なほ、京都府皇典講究分所・京都國學院については、前掲、京都府神社庁設立五十周年企画委員会編『京都府神社庁五十年史』五四頁や、前掲、福島幸宏「近代の神職と神職団体―京都府庁文書による試論―」、愛知県皇典講究分所や愛知県國學院については、前掲、太田正弘「熱田神宮神職養成所」以前の養成機関覚書」一―四、前掲、宮田力松「愛知県國學院小史」を参照(但し、「愛知県國學院」は愛知県神職会神職養成部を基盤とする)。

(10) 現在、財団法人大阪國學院通信教育部には、二年間で権正階を取得できる課程と直階から権正階に昇格するための一年間課程がある。満二十五歳以上六十五歳以下、高等学校卒業以上が条件となる。財団法人大阪國學院通信教育部の成り立ちについては、大阪府神社庁五十年史編纂委員会編『大阪府神社庁五十年史』(宗教法人大阪府神社庁、平成八年)を参照。

(11) 近代における神官・神職の制度変遷については、複雑な神社制度の展開の中で把握しておく必要がある。そのため、次に近代の神社・神職制度の展開を極めて簡単ではあるが整理しておく。詳細については、阪本健一編『明治以降 神社関係法令史料』(神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十二年)、神社新報政教研究室(代表・西田廣義)編著『増補改訂 近代神社神道史』(神社新報社、昭和六十一年)、葦津珍彦著・阪本是丸註『新版 国家神道とは何だったのか』(神社新報社、平成十八年)、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、平成六年)等を参照。

①明治四年五月十四日、政府は太政官布告第二百二十四で、「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有スヘキニ非サル」ことを宣言し、特定社家の世襲による神社の「私有」は弊害が多いとして、「伊勢両宮世襲ノ神官ヲ始メ天下大小ノ神官社家ニ至ル迄精撰補任可致旨」が布告された。

②同時に太政官布告第二百三十五の「官社以下定額・神官職制等規則」で、社格を官社(官国幣大中小社)と諸社(府

社、「藩社」、県社、郷社)に分け、官社として九十七社を列格した。『延喜式』を基準とした官社には、神祇官が祭る官幣社、地方官が祭る国幣社があり、それぞれ神祇官の所管とされた。これら官社の定額を制定し、神官に対しては、従来の叙爵を廃し、神官は全て「地方貫属支配」として本籍は士族・平民適宜を以て編籍されることとなった。

伊勢の神宮に祭主、大・少宮司、禰宜、権禰宜、主典、権主典、宮掌、官国幣社に大・少宮司、宮司、権宮司、禰宜、権禰宜、主典、府藩県社・郷社以下に祠官、祠掌といふ「神官」が置かれ職制が定められた。

③当初、官幣大社は二十九社、官幣中社は六社、官幣小社は無かつた。また当初、国幣大社は存在せず、国幣中社は四十五社、国幣小社十七社が列格された。因みに伊勢の神宮には社格は無い。

④明治五年四月二十九日、湊川神社が初の別格官幣社として列格された。以後、皇室に対する精忠の士、または国家に大功のあつた臣下を齋祀する神社中、最も重きものを列した。官社の序列は、官幣大社、国幣大社、官幣中社、国幣中社、官幣小社、国幣小社、別格官幣社の順であつた。なほ、各地の招魂社は、一般神社とその起源並びに性質を異にする一種特別の神社と認識されてゐた。

⑤府県社は、府県が崇敬する神社とされた。郷社は郷村の産土神社(一戸籍区に一事)とされ、明治五年から六年にかけて列格された。明治四年七月四日の「郷社定則」で、「郷社ノ附属」として村社が設けられ、郷社の下位に置かれた。なほ、村社に至らない神社は所謂「無格社」といふ。

⑥明治四年十月二十九日には、宮中・神祇省・官国幣社の祭祀を定めた「四時祭典定則」と国幣社以下の神社祭祀を定めた「地方祭典定則」が制定され、皇室祭祀と神社祭祀の基礎が固まる。しかし、神祇省神殿から宮中賢所への皇霊遷座による「皇廟」成立を前提とした「天皇親祭」の皇室祭祀と祈年祭・新嘗祭・例祭を中核とする神社祭祀は明確に区別されてをり、後者の性格は、明治年間を通じて神社祭祀の標準となつた明治八年四月の式部寮制定「神社祭式」とも共通する。官幣社と国幣社に実質的な差異は無かつたが、例祭のみ官幣社は明治十年より皇室から幣帛料が支出(当初は正院式部寮から)され、国幣社は一貫して国庫(大蔵省)から支出された。

⑦明治二年の版籍奉還を契機とした封建的土地制度の改革により、明治四年一月五日には、太政官布告の社寺領上知令(上地令)が出され、「現有境内地」を除く全ての社寺領(従来の朱印地、黒印地、除地などの田畑、山林等)を収公させ、神社の経済的基盤を剥奪した。

⑧上知の反対給付（補償措置）として、官国幣社に対しては營繕・公事等の経費定額を国庫（大蔵省）から支出されることとなる。府県社以下の神社は、府県社祠官の給与は大蔵省から、郷村社祠官の給与は民費（地方税）から支出されたが、旧社領の現収納高の五分を給与する半租給与（上知の補償措置）も廃止となり、十年間に限つて遞減禄が支給されることとなつた。

⑨明治六年には、郷村社経費の民費賦課が停止され、七月には府県社神官の給与支給も停止となる。以後、府県社以下神社は、寺院と同様の「人民の信仰帰依」による「共有物」として、その祭祀は「民祭」「人民の共祭」へと変化し、公的支援を行はないといふ原則が確立した。明治十二年には、府県社以下の祠官、祠掌の等級を廃し、「身分取扱ハ一寺住職ト同様」とされた。

⑩明治十五年一月二十四日には、内務省達乙第七号として「自今神官ハ教導職ノ兼補ヲ廢シ葬儀ニ關係セサルモノトス此旨相達候事 但府県社以下神官ハ当分従前ノ通」と公布された。これにより、官社（伊勢の神宮及び官国幣社）の神官（祭祀）と教導職（宗教、国民教化）は分離され、神宮及び官国幣社の神官が葬儀に関与することが禁じられた。

⑪明治十八年には、官国幣社への国庫からの定額金支出を廃止し、十年間に限り保存金を支出してその積み立てにより、十一年目からは国庫からの神社経費の支出を廃止するといふ「官国幣社保存金制度」の導入が図られ（内務・大蔵両卿による「神社改正の件」、実際には期間十五年に延長されて明治二十年から実施された（同二十三年に期間が三十年に再度延長された））。

⑫明治二十年には、官国幣社の「神官」を廃して「神職」とし、宮司は内務省、禰宜と主典は北海道庁・府県、靖國神社の宮司以下は陸海軍省において補されることとなつた。これにより「神官」は、神宮の大・少宮司、禰宜、権禰宜、宮掌のみとされた（明治三十三年設置の神宮神部署職員は神職の取扱ひ）。この時点では府県社以下は「神官」だったが、明治二十七年、祠官、祠掌を社司、社掌と改めて「神職」とした（昭和十四年には、護国神社に社司、社掌が置かれた）。つまり、神宮の「神官」は官吏であつたが、官国幣社以下の神社「神職」は待遇官吏に過ぎなかつた。

⑬このやうに政府は、府県社以下神社のみならず、神宮を除く官国幣社までも国家から切り離さうとしたのだが、「神祇官興復運動」を展開した神道人や敬神家たちの運動によつて、明治二十九年には、官国幣社保存金制度が廃止されて官国幣社経費が国家から供進されるやうになり、府県社以下神社への府県市町村からの神饌幣帛料供進を可能とす

る制度が導入された（「国家の宗祀」たる体面が保持できる）。大正三年には、神宮祭祀令や官国幣社以下神社祭祀令などが制定された。

⑭しかし、明治末期から大正初期にかけて、内務省神社局は、神社の維持と威厳の保持とともに経済合理性の両立を求めようとして、神饌幣帛料供進を得るに足る模範神社を創出することを目的に、圧倒的な数を占める村社・無格社を整理・統廃合する計画を進め、約二十万社の神社が半減してしまふといふ事態が生じた（神社合祀（神社整理、神社合併））。

⑮昭和四年には、政府は神社制度調査会を設置して、神社と宗教との関係や招魂社制度の整備について論議を重ねるが、結局、昭和十四年に「招魂社」制度を「護国神社」制度に改めることと、同十五年の神祇院の設置を答申するに留まつた。

(12) 赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』（校倉書房、昭和六十年）、米地實「府県社以下神職制度形成に関する法規」（『日本女子大学紀要 文学部』第三六号、昭和六十二年）、柏木亨介「ムラの規範と意味づけ——神職成長過程における対社会関係分析——」（『民俗学論叢』第二〇号、平成十七年）、渡部圭一「式内社伝承の形成と地域神職——伝承史のなかの文字の才覚——」（『日本民俗学』第二四六号、平成十八年）、前掲、福島幸宏「近代の神職と神職団体——京都府庁文書による試論——」、小平美香「女性神職の近代——神祇儀礼・行政における祭祀者の研究——」（ぺりかん社、平成二十一年）、畔上直樹「村の鎮守」と戦前日本——「国家神道」の地域社会史——（有志舎、平成二十一年）、志賀桜子「二十世紀初頭における府県社以下神職（一）——任用をめぐる議論と神社経営の実況から——」（『東京大学日本史学研究室紀要』第一四号、平成二十二年）等を参照。いづれも興味深い論考であるが、これまで、各地の神職会のみならず、地域の神職団体を考へる際に欠かせないはずの中央の「皇典講究所」並びに各地方の「皇典講究分所」の役割やその展開を十分に視野に入れた論考は殆ど無かつたといつても過言ではない。

(13) 内田安守「大阪国学院の沿革」（『大阪春秋』第二十九号、昭和五十六年）。当該記事については、現・財団法人大阪國學院主事の嶋木洋一氏に御教示を賜つた。

(14) 加藤知衛「大阪國學院の沿革について（附浪速學院の沿革）」（『浪速文叢』第一号、昭和五十一年）。

(15) 曾根研三「大阪國學院 大正初期の思い出」、安松昌良「大阪國學院 学窓回顧記」、「座談会 大阪國學院を語る」

〔浪速文叢〕第二号、昭和五十二年）。なほ、曾根研三は、兵庫県・曾根天満宮の継嗣（養子）で、大阪天満宮社司・寺井種臣の引き合はせにより入学した大阪國學院本科を卒業した後、國學院大學の文学部国史科に進学〔第三十一期・大正十二年卒業〕し、以後、官幣中社海神社などに奉職して、『伯家記録考』、『鰐淵寺文書の研究』などの編著書をはじめ、多数の論考を残した。また、座談会には、東山治三・森田道三・園克己・広瀬邦彦・本間文彦・田端惣三郎・別所貫一の戦前における大阪國學院卒業生・関係者をはじめ、足立信治・加藤知衛・長谷川義高・岩橋暉夫といふ当時の大阪國學院役員が同席してゐる。

(16) 『浪速高校四〇年』（浪速学院・浪速高等学校、昭和三十八年）、『浪速中学校・浪速高等学校 七〇周年記念誌』（浪速中学・高等学校、平成五年）、『浪速中学校・浪速高等学校 八〇周年記念誌』（浪速中学・高等学校、平成十五年）。

(17) 前掲、内田安守「大阪国学院の沿革」。

(18) 次に管見の限りにおいてではあるが、現段階までに国立国会図書館、國學院大學図書館、大阪府立図書館（中之島・中央）で確認されるもののほか、現・財団法人大阪國學院事務局所蔵の書籍や筆者所蔵のものを列举しておく（大阪の神職会関係のものは省いた）。『郷党凱旋式取調書』（大阪府皇典講究分所、明治二十八年）、『講習教科 古語拾遺読本』（大阪府皇典講究分所、明治四十一年）、『現行神社法令』（大阪府皇典講究分所、明治四十二年）、『現行神社法令 増訂』（大阪國學院、大正二年）、『神のやしろ』（大阪國學院西成郡支部、大正四年）、『国民精神作興とシラニスト』（大阪國學院豊能郡支部、大正十二年）、『東成郡神社誌』（大阪國學院東成郡支部、大正十四年）、柄谷爲繼編輯『神社法規要覧』（財団法人大阪國學院、昭和四年）、『大阪府神社要覧』（財団法人大阪國學院、昭和四年）、阪本廣太郎『神宮式年遷宮講演録』（大阪國學院、昭和四年）、『講演録』〔一 国体の基礎としての神社（田中義能著）、二 思想問題に就いて（平林治徳著）』（大阪國學院、昭和四年）、『偉大なる日本民族』（財団法人大阪國學院、昭和五年）、『大阪府官幣社現行特殊慣行神事』（大阪國學院、昭和五年）、『第十五輯 神社ノ財産及會計ニ関スル法令（「院報」特別号）』（大阪國學院、昭和五年）、『府社現行特殊慣行神事』（大阪國學院、昭和七年）、『大阪府神社史資料』（大阪國學院、昭和八年）、『郷社現行特殊慣行神事』（大阪國學院、昭和九年）、『昭和十年十一月全国神職会・近畿神職聯合会主催 神職講習会講演録』（財団法人大阪國學院、昭和十一年）、『今次事変の意義（「院報」号外）』（大阪國學院、昭和十二年）、『現行神社法令要覧』（大阪國學院、昭和十五年）。なほ、これらの書籍の中には、「大阪府」発行として刊行された場合もあつたことを付言

しておきたい。この他、大阪府立中之島図書館には、財団法人大阪國學院から発行された、昭和六年、七年、八年の『大阪府下神社神職並関係職員録』、昭和十一年の『大阪府下神職並関係職員録』が所蔵されてをり、当時の大阪國學院職員や支部役員、浪速中学校教職員、大坂國學院専修科教職員、大阪府社寺兵事課社寺係職員などの氏名が確認できる。

- (19) 『東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫所蔵雑誌目次総覧』第三百十卷・教育編（大空社、平成九年）には、明治新聞雑誌文庫所蔵分の雑誌目次を復刻集録してゐるが、所蔵号数は、第一卷第一号〜第四号、第二卷第一号〜第五号、第三卷第一号〜第四号である。

- (20) 『大阪府皇典講究分所録事』第十九号（明治四十三年一月十五日発行）には、附録として『夕陽丘文苑』第参や『源氏物語 桐壺』（連載）が綴られてゐる。

- (21) 前掲、加藤知衛「大阪國學院の沿革について（附浪速学院の沿革）」なほ、現在の財団法人大阪國學院がウェブサイト（ブログ）上で公表してゐる「本院の沿革」の戦前部分は次の通り（<http://zai-osaka-kokugakuin.cocolog-nifty.com/blog/2009/06/post-58d3.html>）。

明治十五年十一月四日 皇典講究所大阪分所創立。

明治四十三年四月十八日 財団法人大阪國學院設立の件、文部大臣より認可。

大正五年四月 大江神社下に国学院学舎建設八〇数名入所。

大正十二年二月二十八日 上記校舎現在浪速高校地傍に一部移築。

大正十二年二月二十八日 中学校設置出願（浪速中学校）神道科併設。

昭和二年三月三日 上記中学校全校舎落成、第一回卒業式。

- (22) 前掲、内田安守「大阪國學院の沿革」。

- (23) 但し、前掲、「座談会 大阪國學院を語る」の中で園克己は、「大阪では住吉大社の副島（引用者注・知一）宮司からやはり分所をのこそうという発議があつてたしか昭和十一年頃に住吉大社内につくられたと思ひます。」と述べてゐる。事実、國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵『自昭和十五年十二月至同十七年十二月 分所二関スル書類綴 庶務課』には、「住吉神社」野紙に記された、昭和十六年五月十三日付の書類が綴られてあり、そこには「大阪市住吉区住吉町官幣大社住吉神社々務所内」を所在地とする「大阪府皇典講究分所」の分所長（児玉孝顕）をはじめ

めとする理事の一覧が掲載されてゐる。

- (24) 昭和二十一年一月二十五日、皇典講究所（本所）は、大日本神祇会・神宮奉斎会とともに発展的に解消（解散）し、「神社ノ包括団体」たる神社本庁に合流した。それまで「財団法人皇典講究所」が運営してゐた國學院大學は独立し、「財団法人國學院大學」が経営するところとなる（昭和二十六年二月二十八日付で「学校法人國學院大學」に組織変更）。
- (25) 『皇典講究所概要』（皇典講究所、昭和十年）一九頁以下。
- (26) 前掲、拙著『近代国学の研究』第四章「明治期の祭政一致論・国民教導と祭教学分離——主斎神の変遷と皇典講究所の創立——」を参照。
- (27) 前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料篇』七一頁以下。なほ、同書七八頁以下に掲載されてゐる「神官取締規程」の第壹条には、「皇典講究分所内ニ神官取締局ヲ置キ此規程章條ニヨリ祠官掌ニ関スル取締事務ヲ統理ス、」とある。
- (28) 神崎一作『神道六十年史要』（宣揚社、昭和九年）、前掲、戸浪裕之「神道事務局研究序説——その設立当初の制度と生徒寮をめぐつて——」等を参照。
- (29) 前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』五二頁。
- (30) 前掲、皇典講究所編『皇典講究所第一年報』五、六丁。
- (31) 前掲、皇典講究所編『皇典講究所第一年報』一六丁以下。同書に「分所維持方法ハ各府県地形人情ノ異ナルヨリ各自一種ノ慣例アリ随テ協賛委員等施設ノ見込ヲ立ツルコト同シカラサルヲ以テ各地画一ノ方法ニ依ルコト能ハス」とある如く、結果的には「大抵伯仲ノ間」にあつたとはいへ、自づと地域性が發揮されたものを思はれ、千葉県をはじめ、群馬県、函館県、徳島県、栃木県、埼玉県、福島県、滋賀県、京都府、新潟県、札幌県は明治十六年以降に申出や認可がずれ込んでゐる。同書二七頁の「受付書面員数表」には、各分所から本所に差し出した書面の数が集計されてゐるが、大阪は「願」（〇件）、「伺」（三件）、「上申並届」（一件）、照会（二十八件）、建白（〇件）となつてをり、照会は京都に次いで二番目に多いものの、全体としては多い訳ではない。
- (32) 前掲、皇典講究所編『皇典講究所第一年報』二四丁。同書二八丁の「委員有志者上京人員表」には、大阪は「委員正補」一名となつてゐる。

(33) 東京大学附属総合図書館所蔵『陽春蘆草稿』七「皇典講究所并各分所職員録」、國學院大學所蔵『皇典講究所記録』を引いた前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料篇』六四頁。なほ、國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵の『分所役員受〔請〕書(綴)』(明治十八〜二十四年分)には、大阪の委員等に関する「受〔請〕書」が綴ぢられてゐる。前掲、『皇典講究所五十年史』六八頁に掲載の「皇典講究所委員心得」の第二条には、「分所事務ノ大綱」を、①「義財募集ノコト」、②「生徒教育ノ事」、③「府県社以下神官試験ノ事」の三項であるとしてゐる。

(34) 高山大枝丸編『神官官国幣社・皇典講究本分所・神道各教派 職員録 附 内務省社寺局』(発行者・高山大枝丸、印刷者・近藤圭造、明治二十三年)。

(35) 前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料篇』一九一頁。

(36) 前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』二二九、一三五頁。

(37) 前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』二三八頁。

(38) 前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』二四二頁。

(39) 前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』二五〇、二五一頁。前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料篇』二九一頁以下。

(40) 『皇典講究所第二回評議員会報告』(皇典講究所、明治三十一年十二月十四日) 八頁以下。

(41) 前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』二五一頁。

(42) 前掲、「座談会 大阪国学院を語る」。

(43) 国立公文書館所蔵『公文録』第五十一卷・明治十五年九月・内務省三「皇典講究所設置ニ付府県社以下神官撰挙ノ節試験ノ件」、『公文類聚』第六編第六十一卷・明治十五年・社寺三・神官「府県社以下神官撰挙出願ノ節皇典講究所ノ卒業若クハ試験済ノ証書ヲ副願出ル者ニ限り認可セシム」。

(44) 前掲、皇典講究所編『皇典講究所第一年報』二二丁。

(45) 前掲、『皇典講究所概要』一三頁。

(46) 前掲拙稿、「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」を参照。また、近世以降の神職の国学的教養に

- については、河野省三「国学を基調とした神職の教養」（『國學院雜誌』第六十三卷第一号、昭和二十七年）を参照。
- (47) 大阪府皇典講究分所長は、大阪府事務官がその任に就くこととなつてゐた。なほ、森本清蔵は、官幣社神職尋常試験委員長・社司社掌試験委員長などを担当する事務官であつた。『明治三十八年 職員録（乙）』（印刷局、明治三十八年）四七頁。
- (48) 前掲、京都府神社庁設立五十周年企画委員会編『京都府神社庁五十年史』、前掲、福島幸宏「近代の神職と神職団体——京都府庁文書による試論——」を参照。
- (49) 「大阪府管内神職一覽表（明治三十九年十一月末現在）」（『大阪府皇典講究分所録事』第七号附録、明治四十年一月八日発行）を見ても、「官幣社ノ部」は、七社二十名の神職を数へるに過ぎない。
- (50) 前掲、『郷党凱旋式取調書』。
- (51) 「◎大阪通信」（『全国神職会会報』第一百号、明治四十年三月二十日発行）の（大阪 直言生報）による記事では、「市内専有的皇典分所」と記されてゐる。
- (52) 「◎大阪通信」（『全国神職会会報』第二十六号、明治三十五年七月二十日発行）の記事には、明治三十五年六月二十三日に大阪市南区天王寺の安井天神社社務所にて、大阪府神職集議所通常会を開催して同年度経費予算案を議決し、役員（所長〔再任〕）土師神社社司・南坊城良興、理事〔新任〕矢作神社社司・友田由義夫、私部住吉神社社司・大矢弓吾、菅原神社社司・池田寛治、天照御魂神社社司・田中義護、大江神社社司・石走弘愛、網敷神社社掌・白江重知、八阪神社社掌・藤枝春雅、石田神社社掌・田島菊松、美具久留御魂神社社司・青谷龜壽郎）改選を行つてゐること、同年七月四日には大阪市北区の曾根崎天神社にて役員会を開き、互選の上、専務理事に青谷龜壽郎、会計理事に白江重知が当選したことが記されてゐる。また、『全国神職会会報』第二十七号（明治三十五年八月二十日発行）から、同誌に不定期で「大阪府神職集議所録事」が掲載されることとなる。同号における「告知第一号」（明治三十五年八月一日付）では、「今般本集議所通常経費中より全国神職会会報を購入し神職一同へ配布す／本集議所の機関として会通社の認諾を得て「大阪府神職集議所録事」の一欄を設け神職の進退其筋の令達其他至急を要せざる本集議所の告知等を掲載すべし」（／は改行を表す）とある。
- (53) 高山昇については、葦津珍彦『一神道人の生涯——高山昇先生を回想して——』（東伏見稻荷神社社務所、平成四年）を

参照。

(54) 山田新一郎は、元治元年（一八六四）―昭和二十一年（一九四六）。帝国大学法科大学を卒業した後、法制局を皮切りに、鹿児島中学造士館教授、静岡県・広島県・福井県・青森県の参事官、法制局参事官を勤め、明治三十五年に大阪府書記官、同二十七年に東京府書記官、同二十九年に鳥取県知事となる。さらに同四十一年に台湾総督府総務局長、大正元年に皇典講究所幹事長、同六年に京都・北野神社宮司、同十一年に稻荷神社宮司兼任（同十二年に兼務を解く）、昭和九年に賀茂別雷神社宮司（同十一年退職）を歴任した。『神道人名辞典 平成三年改訂版』（神社新報社、平成三年）三二七頁。

(55) 「○大阪通信」(『全国神職会会報』第五十四号、明治二十七年一月二十日発行)。

(56) 前掲、「○大阪通信」(『全国神職会会報』第百一号)。

(57) 「○管理部大会」(『大阪府皇典講究分所録事』第七号、明治四十年一月八日発行)。

(58) 「当分所録事」(『大阪府皇典講究分所録事』第八号、明治四十年四月二十一日発行)。

(59) 「○大阪府神職会概況」(『大阪府皇典講究分所録事』第八号)。

(60) 「彙報」(『大阪府皇典講究分所録事』第九号、明治四十年七月二十五日発行)。

(61) 山口國學院については、前掲、広田暢久編「山口国学院沿革史年表」、前掲、宮崎宏視「教導職廃止以後の教化活動 山口県における神道教化の流れ(二)」、前掲、山口県神社庁調査研究委員会編集『山口県神社庁学神殿先賢神靈略伝』を参照。

(62) 圓江子「他山の石」(『大阪府皇典講究分所録事』第四号、明治二十九年四月六日発行)。

(63) 前掲、『現行神社法令』一二頁以下、前掲、米地實「府県社以下神職制度形成に関する法規」等を参照。「府県社以下神社神職任用規則」は、明治二十八年八月七日の「府県社社神職任用規則」(内務省令第十号)を改訂したものである。

(64) 「法令公報」(『大阪府皇典講究分所録事』第十号、明治四十年十一月三十日発行)。

(65) 「当分所録事」、「彙報」(「○当分所建築準備」(『大阪府皇典講究分所録事』第十号)。建築委員の氏名については、「当分所録事」(『大阪府皇典講究分所録事』第十三号、明治四十一年八月二十一日発行)を参照した。以下の記述も断らな

い限りこれらに拠る。

- (66) 「彙報」一〇当分所建築日誌抜摘「〇大江神社奉告祭概況」(『大阪府皇典講究分所録事』第十一号、明治四十一年二月三日発行)。

- (67) 「当分所録事」一〇当分所建築日誌抜摘の続き、「彙報」一〇当分所地鎮祭」(『大阪府皇典講究分所録事』第十二号、明治四十一年四月二十五日発行)。

- (68) 前掲、「当分所録事」(『大阪府皇典講究分所録事』第十三号)。以下の記述もこれに拠る。

- (69) 「当分所録事」(『大阪府皇典講究分所録事』第六号、明治三十九年十一月一日発行)。

- (70) 「神社整理(合祀)」については、櫻井治男『蘇るムラの神々』(単著、大明堂、平成四年)、同『地域神社の宗教学』(単著、弘文堂、平成二十二年)を参照。大阪府の神社合祀については、関口靖之「南河内の集落と社寺」(『錦溪山極楽寺史』平成七年)、同「社寺分布からみた近代の地域的特性——大阪府中河内郡を事例として——」(『地理学報』第三十号、平成七年)、同「明治・大正期の神社合祀——大阪府旧摂津国郡部の場合——」(『日本文化史研究』第二十二号、平成七年)、同「明治・大正期の神社合祀——大阪府旧摂津国大阪市域の場合——」(『日本文化史研究』第二十五号、平成八年)、同「河内国北部の神社と地域」(『地理学報』第三十六号、平成十七年)など、一連の研究を参照。

- (71) 「〇大阪市神職会」(『大阪府皇典講究分所録事』第十二号、明治四十一年四月二十五日発行)。以下の記述もこれに拠る。なほ、同日制定の「大阪市神職会々々則」は、前掲、「大阪府皇典講究分所録事」第十三号に掲載されてゐる。

- (72) 「当分所録事」一〇学科講習会「一〇職員嘱託」(『大阪府皇典講究分所録事』第十一号、明治四十一年二月二日発行)。なほ、明治四十一年十一月一日には、「作業委員」として南復三、同四十一年一月十一日には、「理事」として津江正規、寺井種臣が嘱託されてゐる。

- (73) 「〇大阪府皇典講究分所講習規則」(『大阪府皇典講究分所録事』号外、明治四十一年十月五日発行)。

- (74) 皇典講究所は、明治三十一年十二月七日より十三日まで、第二回評議員会及び協議会を開催したが、特に「第壹 事業及び会計ニ関スル報告」の「甲 神職志望者ノ為ニ必要ノ学科ヲ設置ノ件」では、「國學院卒業生ハ従来多クハ尋常中学又ハ尋常師範学校ノ教師ニ従事シ其幾分ハ文学ノ専攻ニ従事セリ而シテ神職奉職ノ志望者モ亦少ナカラズ依テ本所ハ特ニ神祇ニ関スル礼典作法及び専ラ祝詞作文ノ業ヲ修ムベキ科ヲ設ケテ神職志望者ノ便益ヲ図ラント欲ス依テ諸君ニ

テ予メ本件ノ事由ヲ承認シ置カレ猶本件ニ関シ必要ト認メラル、事アラバ此際十分ニ開陳シ置カレントヲ希望ス」とあり、「乙 巡回講師派遣ノ請求ニ応ズル件」では「各地方ノ分所若クハ神職取締所ヨリ皇典講習等ノ為メ講師ノ派出巡回ヲ請求シ来リタルトキハ本所ハ之ニ応ズベキ便宜ノ方法ヲ設ケ置キテ斯道布及ノ便益ヲ図ラント欲ス此方法ニ関シテハ諸君ニ於テモ幸ニ一考アランコトヲ希望ス」とあつた。つまり、次第に皇典講習所において特に神祇に関する礼典作法、祝詞作文を修めしむべき科を設けて、さらに門戸を広げ、神職志望者を教育指導する機運が濃厚になつたことが窺へるが、翌年の第三回評議員会で「神職ニ適応スベキ学科速成ノ目的ヲ以テ神職講習会ヲ設置」することが決議され、さらに明治三十三年四月、皇典講習所内に「今日神職及ビ神職候補者ノ為ニ祭典儀式ヲ教授シ、併セテ国史国文等ヲ修習セシメントスル」神職講習会を開設し、以後同四十二年まで毎年開催された。前掲、『皇典講習所第二回評議員会報告』、前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史』二四七頁以下を参照。皇典講習所（本所）の「神職講習会規則」については、前掲、國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史 史料篇』三七二頁、改正規則については、「本所録事」〔大阪府皇典講習分所録事〕第四号、明治三十九年四月六日発行）に掲載されてゐる。

(75) 「○学科講習会」〔大阪府皇典講習分所録事〕第十四号、明治四十一年十一月三十日発行。以下の記述も特に断らない限りこれに拠る。

(76) 稲村眞里（慶應三年〔一八六七〕—昭和三十六年〔一九六一〕）は、静岡県沼津出身。東京・國學院の第一期生（明治二十六年卒業）で、「國學院の最初の頃」〔國學院雑誌〕第四六卷第一二号、昭和十五年）といふ文章を書いてゐる。後に國學院講師、文部省図書検定委員、神宮皇學館講師、海神社・香椎宮・高良神社・日光二荒山神社・富士山本宮浅間神社・安房神社の宮司を歴任し、昭和十二年に勅任待遇を受け、依願退職した。『評釈近世名家諄詞集』、『祝詞作文法』などを著し、祝詞研究者として名高い。『神道人名辞典 改訂版』（神社新報社、平成三年）三九頁を参照。

(77) 「明治四十二年（一九〇九）大阪府皇典講習分所北河内支部会則」（林一雄文書、寝屋川市史編纂委員会編『寝屋川市史』第六卷、平成十八年、三七五、三七六頁）。

(78) 「新年の辞 馬渡新所長を迎ふ」、「当分所録事」〔○第五回撰科（祝詞）講習修了証書授与式〕、「雑録」〔○松木新庁長の着任〕〔○当分所同窓会組織〕〔大阪府皇典講習分所録事〕第十九号、明治四十三年一月十五日発行）。

- (79) 「○評議員会」(『大阪府皇典講究分所録事』第二十号、明治四十三年四月十日発行)。
- (80) 「○財団法人大阪國學院寄附行為」「○大阪國學院職員」(前掲、『大阪府皇典講究分所録事』第二十号)。
- (81) 「当分所録事」(前掲、『大阪府皇典講究分所録事』第二十号)。
- (82) 前掲、加藤知衛「大阪國學院の沿革について(附浪速學院の沿革)」。
- (83) 「○総裁推戴式」(『大阪國學院録事』第一卷第一号、明治四十二年十二月二十日発行)。
- (84) 「本院神職養成部設置認可」「教習開始」(『大阪國學院録事』第一卷第二号、明治四十四年一月三十一日発行)。
- (85) 「財団法人大阪國學院神職養成部規則」(前掲、『大阪國學院録事』第一卷第一号)。また、同号には、「財団法人大阪國學院雅楽講習規程」も掲載されてゐる。
- (86) 前掲、『大阪國學院録事』第一卷第一号。
- (87) 「神社中心説」については、藤本頼生『神道と社会事業の近代史』(弘文堂、平成二十一年)を参照。

附記 本稿作成に当たつての資料蒐集や財団法人大阪國學院所蔵資料の調査に際しては、財団法人大阪國學院通信教育部
 実行委員長の渡邊紘一氏(坐摩神社宮司)の御高配に預かるとともに、財団法人大阪國學院主事の嶋木洋一氏並びに同事
 務局の北出小百合氏にたいへんお世話になり、有益な御助言を多々戴いた。ここに記して心より感謝を申し上げたい。

※本稿は、文部科学省平成十九年度オープン・リサーチ・センター整備事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」を推進する
 國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクト、並びに
 平成二十二年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「帝都東京における神社境内と「公共空間」に関する基礎的研究」(研究
 課題番号…二二五二〇〇六三、研究代表者・藤田大誠)における研究成果の一部である。